

平成14年3月11日(月曜日)第1回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六市	長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
真木繁一	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	技術補佐	芳賀友幸	管理課長
草苺和男	教育長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	学校教育課長		選挙管理委員会
安孫子雅美	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
真木憲一	監査委員	布施崇一	監査委員
	農業委員会		事務局長
	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成14年3月第1回定例会

議事日程第4号

第1回定例会

平成14年3月11日(月)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

平成14年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

一般質問通告書

平成14年3月11日(月)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答弁者
18	行政一般について	チェリークア・パーク民活エリアの進捗と諸課題について 道路改修や側溝整備などの優先順位と公平性・透明性の確保について	18番 内藤 明	市長
19	政治姿勢について	分権時代の地方政治について、改めて市長の政治理念を問う		市長
20	文化芸術の振興について	各種団体の意見を聞き、文化芸術振興に反映することについて 本物の芸術に触れる機会の拡大について 野外彫刻を設置する事業の展開について 全市的に取り組むための条例の制定について	20番 那須 稔	教育委員長
21	子供読書の推進について	子供読書活動推進計画の策定について 子供読書の日の活用について		教育委員長
22	都市政策について	開発事業にかかわる都市計画上の諸問題について	17番 川越 孝男	市長
23	税・福祉政策について	国保税などの収入未済額及び不納欠損額の実態と課題について		市長
24	商工観光政策について	地域総合整備債の運用上の課題について 新寒河江温泉分湯料金設定の諸課題について		市長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐藤 清議長 日程第 1、3 月 7 日に引き続き、一般質問を行います。

内藤 明議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 18 番、19 番について、18 番内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 おはようございます。

私は、通告しております課題について、市長に順次質問をいたします。質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

最初に、チェリークア・パークの進捗と課題について伺いたいと思います。

最上川ふるさと総合公園で開催される第 19 回全国都市緑化やまがたフェア開催まで、あと 100 日余りを残すだけになってきました。成功裏に終わり、本市が全国にさらに大きく花開くことを願ってやみません。

さて、この緑化フェアの開催は、経済不況が続く中で、おくれを来しているクア・パーク民活エリアの事業展開の一大契機になるものとして、期待が寄せられておりました。

しかし、本年度に予算計上されていた地域総合整備資金貸付金も、今議会に減額補正が提案され、宿泊部門を担う開発業者の中で、その開催までにオープンにこぎつけるのは 1 社にとどまる見通しになりました。

私は、このことは経済不況の一方で、中核施設を担うはずだった中国パールの破綻が、着手しようとして準備を進めていた開発業者の足を引っ張る形になったのではないかと考えております。佐藤市長は、中国パールの破綻について、市の損失はないと強弁しましたが、同社の破綻はこうしたところにも大きな影を落としているものと考えます。

ところで、市当局は 3 月 5 日号の市報に、市政ポストの質問の中で、民活エリアの見通しについて、各企業とも社会情勢をにらみながら順次着工していただけるものと考えていますとし、空白土地はクア施設にこだわらず、人々を引きつけるような施設の誘致を図っていききたいとしております。

仄聞するところによりますと、医師会等にも打診したとか、水面下ではいろいろ接触されているようですが、最近の民活エリア推進連絡会の状況や開発業者の真意や動向、残っている用地の引き合いの状況などについて、率直なところを伺いたいと思います。

次に、民活エリアの土地の売買契約書に関する件でお尋ねをいたします。

土地の売買契約書には、いずれも買い戻し特約が定めてあり、第 12 条に甲は、寒河江市のことでありますが、乙が前条の期間を経過しても施設等の建設に着手しない場合は、第 4 条に定める分譲代金のみを乙に返還し、分譲土地を買い戻すことができる。12 条 2 には、甲は、分譲土地の所有権移転登記と同時に、買い戻し特約を登記するものとし、その期間は平成 14 年 12 月 25 日までとする、となっています。つまり、この条文によって買い戻し特約が登記されていますが、ことしの天皇誕生日をもって効力を失うことになるものと思われる。

しかし、施設の着工はれきとして進みませんし、今の経済状況や景気動向からして、土地を取得している業者が、さきの中国パールのように破綻するケースがないとは言えません。特約登記の期限後については、第三者に土地が渡り、目的外に使用されることも考えられます。こうした事態を避けるためにどのように対処するか、市長の所見を伺いたいと思います。

次に、ホテルタウン所有の土地が、ホテルシンフォニーに権利譲渡された件でお尋ねいたします。

さきに本議会でも質疑がなされましたが、所有権移転がされず、登記が完了していないのではないかと心配されております。現況について伺い、未登記とすれば、民民の売買ではありますが、本市との契約書条文によって、市も承認していることから、後々に問題を残さないために、早めに行政として指導すべきであると考えますが、見解を伺いたいと思います。

続いて、市民生活に関連する道路改修や側溝整備などの身近な問題についてお尋ねいたします。

厳しい財政事情にあるとはいえ、駅前再開発やクア・パーク、最上川緑地公園といった大型プロジェクトの推進の陰で、こうした市民生活に直結する予算が減額されていくことは大変残念なことであります。また、予算が減じるといって、道路整備や側溝整備について市民の要望や需要が少なくなるわけでもなく、市民はそうした要望をかなえていただくためには、これまでより時間を要することになり、長い間待たされる結果になってしまいます。

そうしたことを反映してか、このところ私たち議員に対して多くの市民の不満の声が寄せられております。こうした声は多分当局にも届いているものと思いますが、行政批判や不満を口にすれば、逆に反感を買い、それだけ遅くなるのではないかと心配する余り、直言に至っているものは、あるいは意外と少ないのかもわかりません。

市民は、一日も早く予算の箇所づけがされて、要望が実現されることを願っているのですが、待てど暮らせど実現しない現実に鬱積した感情をあらわにしております。

そこでお尋ねしますが、こうした道路改修や側溝整備などの市民生活に直結する要望について、どのように処理されているのか伺いたいと思います。

次に、そうした要望を受けて事業に着手する優先順位についてお尋ねいたします。

優先を語るとき、災害による復旧などの緊急性の勘案は言うまでもないことだと思います。

ところで、私もこれまで幾度となく市民の要望について仲立ちをしてきていますが、いまだに、優先順位がどのようにして決定していくのか、理解できないでおります。担当課に何か合理的な基準があるのかどうか伺いたいと思います。

昔は、選挙目当てに、つまり次の選挙を主眼に箇所づけをしたなどというふうな話も聞いております。あるいは長を支持している後援者や議員の要望には優先的に処理したなどということがあったやに聞いております。前近代的なそうした話をいまだに真に受けとめている市民がいますので、私は佐藤市長に限って、よもやそんなことはないと感じておりますが、念のため聞いてみたいと思います。

市民から出された要望が実現しないままに、長い間、たなざらしにされて、積み残されている課題については、どのように対応されているのかもあわせて伺いたいと思います。

さらに、厳しい財政事情にあって、それだけ市民を待たせることになるわけでありますから、こうした市民の不満を和らげる一つの手だてとして、行政はそうした市民要望について、公平性と透明性を確保することが重要であると考えます。

自分たちの要望がどの位置にあって、あとどれぐらいで順番が回ってくるのか、また緊急性のあるものとして優先的に行われた事業や場所がわかれば、市民も納得するものと思います。私はぜひそうした対応を急ぐべきであるというふうに考えますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

続いて、分権時代の地方政治に対する市長の政治理念についてお尋ねをいたします。

平成12年4月に地方分権一括法が施行されて、国と地方自治体との関係を対等、協力を基本とする関係へ再構築することを中心に、自己決定、自己責任を原則とする地方自治のあるべき姿を目指して、分権型社会の実現に向けて踏み出してまいりました。どのような地方自治が展開されるか、自治体の能力と責任が問われているのであります。

また、この法施行によって改革が終わったわけではなく、地方税財源の充実強化や住民自治の拡充など、取り組むべき課題は山積をいたしております。分権改革を継続していくためには、地方自治体の内発する力、意識改革が求められて、特に地方自治を担う首長や職員、そして私たち議員や住民が、地方自治の理念を高く掲げて、果敢に行動することが期待されていると思うのであります。

法施行後2年を経過しようとしている中で、市長の住民自治の原点に対する考え方を尋ね、また分権改革の

基本理念について改めて伺いたいと思います。大変失礼しました。平成 12 年の 4 月です。

次に、分権時代の地方自治における議会について市長の考え方をお尋ねをいたします。

さきに、地方分権推進委員会の中でも議論された経過がありますが、これまでの地方議会の反省すべきものとして、オール与党化と議会審議の問題があるという見方があります。

これに関して、前全国都道府県議長会議事調査部長の野村 稔氏は著書の中で、総与党化は長の応援団的存在になって、提出された議案の自動承認機関になってしまう。これでは議会として果たすべき役割をみずから放棄し、議会の存在価値が問われることになる。広範で、強大な権限を持っている長に対しては議会は批判者でなければならない。鋭い批判者がいるから長は独走せず、行政の適正執行に全力投球する。行政の公正確保を担保するため、議会の存在の重要性が認められるのである。総与党化して、鋭い批判者がいなくなると緊張感がなくなる、これは長にとっても不幸なことだと記しております。

私は、分権時代にあって、地方議会は、行政となれ合うことなく、緊張関係を保ちながら切磋琢磨して、車輪のようにそれぞれの職責を果たすこと、そして合意した政策方針を推進するために、それぞれの立場で職責を果たすことが民主主義の原理であると考えていますが、地方自治における議会というものについて、市長はどのような考えを持っているのか伺いたいと思います。

誤解があっては困りますので、あらかじめ断っておきますが、議会が合意した政策方針を推進するということは、長の尻をたたいて馬車馬のように何が何でも走らせることだけではありません。叱咤激励をしながら政策方針をもっとよいものにするために研さんを重ねて提言することや、また進め方について公平、公正さを欠くようなものであれば、間違いとしてそれを指摘してただすこと、あるいは方針に沿って適切に進められているかどうかを監視することなどであると思います。

私は、議会で合意した政策方針であっても、そうした視点で批判や指摘をしているつもりであります。

去る 9 月定例会の市長の答弁を聞いていて、そうした私たちの指摘について謙虚に受けとめられず、反対のための反対とか、何か御自分の足を引っ張られていると勘違いされているようで残念でなりません。むなしさを通り越し、物悲しくさえなってしまう。

最後に、政策立案能力を高めるための議会事務局の強化についてお尋ねをいたします。

これは、分権委の第 2 次勧告でも触れられておりましたが、地方分権の理念を実現させるためには、地方議会の強化も必要としております。分権委における地方議会への批判の一つは、立法機関としての役割を果たしていないというものであります。議会みずからが発案して条例制定するという本来の仕事ができない背景として、議員の意識や能力不足を挙げ、これと同時に議会事務局の体制が職員数が少なく、補佐できる体制になっていないことを理由にしております。

私は、自治の理念を実現させるためには、議会事務局の充実が図られなければならないと考えておりますが、市長の見解を伺って、第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、チェリークア・パークの関連から申し上げます。

民活エリアの開発推進連絡会は、昨年 7 月と 11 月の 2 回開催しました。そして、各社の進捗状況や緑化フェアなどについての協議を行ってきたところございまして、現在の進捗状況につきましては、平成 12 年 4 月に J A さがえ西村山が開業し、ことし 3 月にホテルシンフォニーが営業開始の予定でございます。

チェリーランドさがえは、当初、日本そばを核とした施設を緑化フェアまでオープンする予定でありましたが、新たな事業に対する金融機関の厳しい引き締め等により着工には至っていない状況でございます。

他の 4 社につきましても、建設着工に向け、準備を進められたところではありますが、現在の厳しい経済情勢、金融情勢下で計画を延期されているものであり、順次建設されるものと思っております。

また、残りの 3 区画につきましては、新たな事業参画者を見つけるため、あらゆる情報を駆使して鋭意努力しており、県内外のさまざまな業者と交渉中でございます。特に、クア施設予定場所につきましては、必ずしもクアだけに限らず、幅広くクア・パーク全体の魅力づけとなり、人々を引きつける施設の誘致を図っていきたいと思っておりますが、まだ契約には至っていない状況でございます。

それから、契約書の問題につきましてのお尋ねがございます。

事業参画者の方々は、独自の戦略で事業計画を展開しているわけであり、今日の経済不況が好転すれば、建設に着手する意欲を持っておられるわけでありますので、買い戻しする考えは持っていないところでございます。いずれにしましても、事業参画者と連絡を密にして、いち早く施設が建設され、営業が開始されることを期待いたしております。

それから、民地で土地の所有の移動が行われたことについてでございますが、平成 13 年 5 月 28 日にホテルタウンから隣接のホテルシンフォニーを譲渡先とする譲渡承認願が提出され、市では、同じ月の 30 日に譲渡承認をしているところでございます。

その後、ホテルシンフォニーがタウンから平成 14 年 6 月までの賃貸契約を結んで借り受けている状況でございます。したがって、所有権移転の登記は、市に譲渡承認願が出されておりますので、賃貸契約期間満了後に行われるのではないかと考えております。

現況ということでございますが、施行業者が現場事務所として使用しておるようでございます。

それから、道路や側溝等についてのお尋ねでございます。

道路改良事業や側溝整備、用悪水路の整備等は、市民が安全で快適な生活を営む上で身近な環境整備で、地域に密着した事業であると思っております。

要望は、区や町会から数多く出されますが、要望内容に対しましては、一部の人の同意だけでなく、地区や町会の同意が得られているのか、また用地の協力など問題はないのか、ほかの事業との同時施工の有無や事業費、現地調査における緊急性、効率性の確認など、総合的に判断して対応しているところでございます。

また、箇所を決める場合には、道路改良事業ですと、一般車両の交通量や生活道路としての機能性、またほかの事業との関連、例えば下水道や上水道、県の事業などとの同時施工による経費の節減としての経済性、ほかに地権者の同意や理解などを十分考慮して対応しているところでございます。

側溝整備におきましては、雨水排水等の緊急性、事業施工に伴い効率性の度合い、さらに、今申し上げましたが、同時施工による経済性、関係者の同意、協力体制など、総合的に見て判断をしているところでございます。

さらに、用悪水路ですと、農業用水との関連もありますし、今申し上げたほかにも、土地改良区などとの協議も必要となってくるわけでございます。

このように多くの課題がありまして、実際に取り組むには、このような課題を解決したところから着手していくということになるわけでありませんが、すぐ対応できない要望とか、時間がかかっている要望には、さまざまな問題があるようでございます。

例えば、事業に入ろうとしても、片方がやる、片方がちゅうちょするなど、地元が十分まとまっているのかといった問題、あるいは用地の境界や買収の未確定問題、ほかの事業とのかかわりによる問題などによって、整備箇所の決定がならないこともあるわけでございます。

また、事業内容によっては、事業費が大きく、補助や起債などを受けて対応しなければならない要望もあるわけで、そのような場合には、採択になるまで待つていただくこともあり、必ずしも古い要望が優先するとは限らないわけでございます。その場合には、地元事情をお話しして、御理解をいただいております。

いずれにいたしましても、地域の方々の御協力をいただきながら事業の促進を図り、安全で住みよい環境づくりに努力を重ねてまいりたいと思っております。

次に、地方分権の御質問がございました。

地方分権推進法において、目指すべき分権型社会の姿は、自己決定権の拡充、新たな地方分権型行政システムの構築、地方公共団体の自己責任を目指すものとされております。

地方分権の究極的な目標、住民に身近な行政サービスが、住民に身近な行政主体によって行われるために、地方公共団体の行政体制の整備、行財政改革への取り組みとあわせ、行政運営の改善充実はもとより、自主的な合併や広域行政を推進し、行財政能力の充実強化を図る必要があるとされております。

そのためには、行政への住民参加、議会の活性化などを含め、住民自治の充実に努めることが肝要と思っております。

また、地方公共団体の政策形成過程において、住民からの意見聴取や広報広聴活動などを一層拡充し、住民意思の把握反映に努めるとともに、住民ニーズに即し、情報内容の充実、提供方法の多様化を図ることも重要であると思っております。

地方分権が推進されるということは、行政サービスが地域住民の多様なニーズに即応する地域住民の自主的な選択に基づいた個性的なものになると思っております。その中から、その自治体のみに見られる個性のまちづくりが生まれてくることとございます。

本市におきましては、このような地方分権下における行政、まちづくりを一步先んじて取り組んできたとの感を強くいたしております。今や日本における先進地と言われるようになった本市のグラウンドワークは、まさに地方分権下におけるまちづくりを象徴するものと思っております。

住民が主体となって計画設計から実際の作業まで行う公園づくりや、自然環境と生息するホタルを大事にする運動とか、昔の美しいせせらぎを復活させようとする沼川の浄化など、住民がみずから求め行動するまちづくりが進められております。そして、フラワーロードに代表される花と緑のまちづくりも、市民総参加で進められております。

百年の大計に立って推進している駅前中心市街地整備事業につきましても、住民の自主的な組織である駅前をよくする会を初めとする関係住民と商店街、市が一体となって駅前開発検討委員会を組織し、活力のあるまちづくりが検討されてきました。

そして、駅前地区において、地区計画、まちづくりガイドラインを策定し、魅力ある美しいまちづくりを進めることとするなど、住民が主人公のまちづくりが進められております。

さらに、先日、中心市街地整備の流れの中で、都市計画道路柴橋日田線の整備に合わせて、良好な住みよいまち実現を目指した本町・六供町通りまちづくり協議会が設立されております。

また、中心市街地活性化の取り組みの優良事例となっているフローラ整備も、住民の声を十分に反映した成

果であり、ことしは住民のさらなる要望にこたえて、駐車場の入り口整備を進める計画をいたしておるところでございます。

ハートフルセンターを拠点とする保健・福祉・医療が三位一体となった寒河江型ライフサポートシステムの推進も、市民のニーズに的確にこたえたものでありますし、市民活動から生まれた東北一のみこしの祭典では、市民の熱気に圧倒されております。

このほか、市民の強い要望で進めておりますところの白岩金谷団地の整備、市街地内における住所の表示の変更など、住民の声を十分踏まえて、市民の気持ちと私の夢が一体となった施策を、市民の参加のもと、進めているところでございます。

ことし開催される全国都市緑化やまがたフェアにつきましても、市内の各界各層からなる推進委員会を組織しており、多くの市民の力もお借りいたしまして、まさに市民総参加の取り組みで来場者を温かく迎えようとする事となっております。

分権、改革の基本理念に照らして、その政治姿勢についてとございますが、今申し上げましたように、寒河江のよさ、特性というものを生かした個性のあるまちの創造をこれまで以上に推進すること、そしてこれまで同様、今後も一層市民との直接対話、協働の立場に立って、夢とロマンを持つことだろうと思っております。

市民が望む施策を市民と一体となって取り組み、市民がみずからの意思と責任で進められていることが実感できるまちづくりを進めていくことだと思っております。

また、広報広聴については、情報公開に進んで臨み、住民参加のまちづくりがより一層進むよう努めているところでございます。

このような行政運営によりまして、市民が寒河江市に住んでよかったと、ふるさとに誇りが持てる地方の時代というものを実感できるようにしてまいりたいと思っております。

東北の一中小都市である本市が、内閣総理大臣賞と、ネイションズインブルームの銀賞を受賞したことは、地方の時代を象徴させるものの一つであると思っております。

次に、議会との関係の御質問がございました。

地方分権が推進され、住民に身近な行政サービスが、身近な行政主体によって行われることになり、地域住民のニーズが迅速、的確に行政に反映されることが期待されるものでございます。

そのためには、議員及び地域住民も、地方分権の推進というものは、地方公共団体の自己決定権と自己責任の拡大を伴うものであるということの自覚が必要であると思っております。

また、議会の活性化を図り、住民自治の充実に努めるとともに、クリーンな地方自治の実現、住民の信頼確保に努めるべきだと考えております。

地方分権が進むにつれ、自治体の長と議会は、その責任が従来に比べて格段に重くなり、自治体の意思決定に地方議会の果たすべき役割も大きくなるものと思っております。

また、機関委任事務制度の廃止に伴い、条例等の制定で議会の議決案件も多くなると思うところでございます。

住民の意思を施策に反映させるためにも、議会においても住民の意思を的確にとらえ、貴重な政策提言がなされるよう、活性化されるべきものと思っております。

議会の活性化を図る措置といたしまして、地方自治法が改正され、議員の議案提出要件及び修正動議の発議要件の緩和や、常任委員会の数の制限の廃止が行われております。

また、議員の調査研究に資する経費の一部となる政務調査費について、条例も制定されておるところでございます。

これらは、地方自治体独自の政策形成能力を高めることが求められることがますます重要になってきている

ことから来るものと思っております。

それにおきましても、長と議会との関係というものは、やはりお互い勉強し合うところの共存、競い合って勉強するところの体制というものがなくてはならないと思いますし、介入でなくて、いわゆる自立する立場から御提言があるというようなことでなければならぬと思いますし、そしてまた相互に認め合うところの共立の立場というものが必要かなと、このように思っております。

それから、事務局の体制の問題がございました。

今申し上げたようなことを踏まえまして、職員の法制能力等の向上を図るための研修と、研修内容の充実にも努めていただくことが必要だろうと、このように思っております。

行財政改革のときでございます。職員の増員というのは安易に考えるべきではないと思っておりますし、人材育成に力を入れて対応することが必要かなと、このように思っております。以上です。

佐藤 清議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 大変ありがとうございます。

2 問に入らせていただきますが、チェリークア・パークに関連する問題から入りますけれども、ただいまチェリーランドさがえの現況についても御説明がありました。金融機関の厳しさといいますが、そういうことを言われましたけれども、確かにそれもあるというふうに私は理解をしております。

ただ、先ほど言いましたように、それだけではなくして、中核施設を担うところが破綻を来すことによる影響というのは、かなり大きかったのではないかなというふうに思っているわけでありますが、ただ他の民間の開発業者と比べてといいますが、チェリーランドさがえは第三セクターでありますから、そういう意味では、これまでも市当局とかなり綿密な打ち合わせをされてきたのではないかなと、こういうふうに思っているわけです。

ところが、枕を並べてといいますが、今回は減額補正をされているわけですが、そういう意味では第三セクターということからして、他の開発業者を引っ張るぐらいの意欲があっただけで、こういうふうに思っているんですが、そういう意味で私は、金融機関の厳しさだけではなくして、そうした影響はかなりあったということではないかなというふうに思っております。

前にも申し上げたことがあるわけですが、いろんな方がいろんなことを言われます。中核施設のどのような施設がしていただけるんだろうかというふうなことを見きわめてからでも遅くはないというふうなことを、開発公社の周りの方々が言っていることもありますし、そういう意味では、中核施設を担わんとした中国パールの破綻というのは相当大的なものがあると、こういうふうに思っているわけでありますが、そういうことを私は率直に市長もお認めになった上で、これから対応をやっぱりしていかないと、なかなかうまく進んでいかないのではないかと、こういうふうに思っておりますので、あるいはまた状況判断が間違ってしまうということにも思いますので、指摘をしておきたいというふうに思っております。

それから、買い戻し特約の件で御答弁がありました。開発公社から土地について買い戻しはしないというふうな考え方がありますけれども、それはそれでよろしいんですが、とすれば、ちょっと私聞き漏らしたのかもわかりませんが、いわゆる特約の登記について、こうした経済状況にかんがみて、延長といいますが、開発する業者が着手あるいは営業開始するまで、期限をつけなくて、延長しておく必要があるのではないかと、こういうふうに考えますけれども、その点について市長の再度御見解を伺いたいというふうに思います。

理由は申し上げなくてもわかるというふうに思いますので、あえて申しませんが、そういうふうなことだというふうに考えますが、御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、さきに市長は、いわゆるスパ・プラスアルファというふうな言葉で言われてきて、スパリゾートにはこだわらないということをやったというふうに思っておりますけれども、これは、この前の市報にもそういうふうに載っておったんで、間違いはないというふうに思いますが、この考え方は、これから契約しようとしているもの、土地を売買しようとしているものについてなのか、あるいはこれまで既に土地を売った、登記を完了した土地についても、そのような考え方に立っているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

といいますが、みんながといいますが、プラスアルファということで、今求められている土地について、みんながプラスアルファの方に動いてしまいますと、あそこに施設を開発した目的が失われるというふうに思っていますので、その点について伺っておきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、権利譲渡を市が認めている場合、今回のようにホテルタウンの問題などについてありますけれども、既に契約して登記が完了している土地について、いわゆる民で売買された場合に、これもスパについてはこだわらないというふうになるのかどうか、それについての御見解もあわせていただきたいというふうに思います。

それから、市長の政治理念についてもお聞かせを願ったわけではありますが、質問要旨をお聞き取りいただく際に、課長が1人でおいでになりましたので、その際にも申し上げたんですが、間違っ受けてめられると困るなというふうに思ったもんですから、そのように、勘違いしないでくださいねというふうに申し上げたつもりではありますが、私の言い方が悪かったのかどうか分かりませんが、少し勘違いされたといいますが、私の意図するところから少し外れておったように思っております。

市長が申されました、例えばグラウンドワークであるとか、さまざま施策について市民参加についてそれぞれ一生懸命やられているということは私も承知をしております。ある意味では、そうした点では寒河江市は先発組といいますが、地方分権を先取りした形にやられているというふうに私も思っておりますし、ただ、市民参加というのはそれだけではないんですね。

ここからがやっぱり重要な問題だというふうに思いますけれども、一方ではそういうことも確かにありますけれども、先ほど市長は政策形成過程に市民の意思もくみ上げてと、こういうふうなことが答弁の中で申されましたけれども、それをやっぱり具体化していくことが大事なのではないかというふうに思っております。

市長の市政運営について、これまでずっと私は議会というふうな立場で体験をさせていただいてきているわけではありますが、いわゆる市政の主人公は市民であるということについて、少し考え方が私たちと違っているのかなというふうに思っておりますけれども、それは例えば政策形成というのは、これは前も申し上げておりますので、市長はおわかりになっているというふうに思いますが、例えば政策形成をする場合にいろんな当局と市民は議論をするというふうに思います。

しかし、その議論をする際にも、一定の情報がないと市民は議論にならないというふうに思うんです。同じ土俵に立って政策議論なんてできないというふうに思うんですね。そういうことからすると、これまでも申し上げてきておりますが、情報公開というのは非常に重要な問題になってくるというふうに思っております。

例えばこの前も市長は言われましたけれども、意思形成過程の情報は公開できないというような話がありました。としますと、その話に市民は参画できなくなってしまうというふうに思うんです。ですから、ここはきちっとやっぱり市民が主人公というふうな考え方に立てば、市の持っている情報は市民のものだというふうに御認識をされるべきだというふうに私は思っております。

12月の一般質問でも申し上げました。土地価格の情報公開について言いましたけれども、類似した判例さえも、市が否定して行政運営するなんてことは、ちょっと市民には考えられないのではないかなと、こういうふうに思っているところであります。

それから、これまでも市民からいろんな要望やあるいは意見、要請等が市に対して出されているというふうに思います。あるいはまた情報公開に関して、いわゆる情報提供を求めることもあるというふうに思います。

しかし、そうしたことに対して、課長で判断できるもの、あるいはトップまで行くものもあるというふうに思いますけれども、形式的に一々そんな手続をしなくても、見せられるものは見せる、課長の段階で判断をする、こういうふうなやっぱりやり方が今求められているというふうに思うんですが、何か一々お伺い立てないといけないような、いわゆるトップダウンのようなことによってなされている行政運営の仕方は、今のこれからの分権の時代に合わないのではないかなというふうに考えますので、ぜひそうしたところには御配慮願って、市政改革はいわゆる市長自身の意識改革も含めて行っていただきたい。

もちろん私たちの意識も改革はしなければなりません、行政に携わるすべての人々がそうした意識を改革するところから出発をしなければならぬのではないかなというふうに思っておりますので、そうしたところについての御見解を承りたいというふうに思います。

それから、住民自治のいわゆる原点といいますが、なことについてもお尋ねしたわけではありますが、そういう意味では、これからの課題というのは、市長も言われましたけれども、市民参加による自治の拡大、これはまさにそのとおりだというふうに私も思います。

つけ加えて申し上げますと、地方自治はよく民主主義の学校だと、こういうふうに言われますけれども、その基本は、私は本市なんかには照らし合わせてみると、自治会の活動にあるのではないかというふうに思っております。

そこが、いわゆる民主主義の学校になるにおいて、いわゆる自治会が行政のパートナーとして活動していくことが、地方自治を発展させる原動力になるのではないかなと、こういうふうに思っているわけでありまして。

もちろん、そのためにはお金や人や、あるいは権限などというものも付与しなければなりませんけれども、こういうふうな例えばお金、財政的に大変厳しい中で大変恐縮であります、これは例えば確かにコミュニティ活動ということで、様々なメニューといえますが、予算化されているわけでありまして、自治会単位で、町内会単位ごとに予算化を図って、例えば均等割りプラス戸数割とか、そうしたものをやっぱり予算化していかなないと、なかなか活動も大変なのではないかというふうに思っておりますし、これは行革の基本である、いわゆるスクラップアンドビルド、こういうふうに市長は言われますけれども、そうした視点に立てば、金は生み出される、こういうふうに思います。

例えば税務課長に矛先を振るわけではありませんけれども、納税貯蓄組合の事務交付金について、私はこれも何回か申し上げております。この見直しするだけでも、これは相当なものが生み出されるというふうに思いますし、この辺に関しては申し上げませんが、もう既に、法の趣旨なんかは失われていると、目的や趣旨はもう既に失われているのではないかなと、こういうふうに思っております。

また、法的に問題があるということも、これまで申し上げてきておりますので、きょうは申し上げませんが、その貯蓄組合などの、なぜ私はいまだにそうして置いておくのか理解できないでおるわけでありまして、考えてみれば、収納率の向上ぐらいしかないのかなと、こういうふうに思っているわけでありましてけれども、しかし現実には、こうした事務交付金は町内会の活動費であるとか、あるいは中には個人のふところに入っているものがあるかも知れませんが、こういうふうな町内会の活動なんかに使われているのが大半だというように聞いております。

したがって、こうしたものをきちっと住民活動といえますが、コミュニティ活動に向けられるような対策を講じていくべきではないのかなと、こういうふうに思いますし、納税者から見れば、この方がはるかに公平だというふうに思います。

話は変わりますが、この前、婦人会との懇談会がありました。こうしたときに、年々役員などの改正をめぐってなり手が無いということで、会員も減少しているというふうな報告を受けたわけでありましてけれども、任意団体でありますから、これは全戸加入なんていうのはなかなか難しい、至難の業であるというふうに思います。

誤解があると困りますので申し上げますが、これまで婦人会が果たされた役割、今後も果たす割合、大変な大きなものがあるというふうに思いますけれども、私はそうした自治会活動の中に、例えば女性部なども創設をしながら育成し、活動していくことが、社会参加を促すことになって、ひいては行政に対する女性の参画も実現するというふうに思っております。

誤解を恐れずに申し上げましたが、意のあるところをぜひお聞きいただきというふうに思っております。

人については、今、金、人、権限とこう言いましたが、人についてはもう既に地域活動の中で、ノウハウはもうみんな知っておりますし、そう心配する問題ではないというふうに思います。

それから、やっぱり権限なんですね、問題は。行政とのかかわり言えば、権限の問題があるというふうに思います。

先ほど道路や側溝の整備など、住民の生活に直結する問題について私はお聞きしましたけれども、内容からすれば、市長の仰せのとおりだろうというふうに思いますが、そうした要望についても、住民、自治会、みずからが計画をつくって、それを地域で要望する、そして市が整備を進める、そうすることによって、計画が着

実に実行される、それをまた住民が確認できる、そしてまたその後といいますか、工事を進めるまでには協力体制もつくれるし、そうした自治会でも、完成後も可能な限りやっぱり維持や管理に対して協力体制もつくれるというふうに思っております。

自治会の中で優先順位をつけながら、そうした整備計画をつくることによって、市として予算化をする、こうしたやり方が、住民の不満を和らげるといいますか、不満を解消する一つの手だてになるのではないかというふうに思いますので、私の考え方を申し上げて、一定の権限といいますか、を付与するというふうな考え方をぜひとっていただきたいということを申し上げて、見解を承りたいというふうに思います。

それから、地方議会に対する市長の考え方も承ったわけでありましてけれども、教科書に書いているようなことを述べられて答弁されたわけでありまして、何といいますか、それはそれで間違いであるなどは思いせんけれども、ただ、先ほども私申し上げましたけれども、議会には議会の考え方があって、それで動いているというふうに思いますけれども、それぞれの職責を果たすことが、これは重要なことだというのは間違いのないことであるけれども、しかし議員にもいろんな考え方があります。

そういう意味では、先ほど申し上げましたように、政策的な批判をするときでも、建設的な批判をしているつもりであります。先ほども市長言われたというふうに思いますけれども、両方切磋琢磨して自治を育てるといいますか、自治をつくるんだと、こういうふうなことだというふうに思いますけれども、そういう意味では、私は反対のための反対などという、何回も言って恐縮ですが、そうした考えのもとに言ってきたことは毛頭ありませんので、そういうことをぜひ御認識を改めていただいて、議会において相互批判する、こうしたことが自治を育てるんだというふうなことがありますし、そうした見解がありますので、これに対する市長の御見解を承りたいというふうに思っております。

また、そうした例えば政治姿勢に対する批判など、あるいは政策に対する批判など、少数意見であっても、もっと率直に、素直に受けとめていただきたいというふうに考えておりますけれども、このことについてもあわせて御見解をいただきたいというふうに思っています。

それから、議会事務局の強化についてもお尋ねしたところでありますが、私も財政的に厳しいということもわかります。しかし、これは議会側から提案しないと、だれもこんなことは主張しないだろうというふうに思って私は申し上げたつもりであります。

言うまでもありませんけれども、行政機関といわゆる議会のことを比較しますと、本来は立法や調査などで行政機関と堂々と渡り合えるような形にしなければならないというふうに思いますけれども、そうしなければ地方自治なんて本来は確立はしないというふうに思うんですね。

しかし、だからといって、議会で職員を採用するわけにはいきません。そうした現実が一方にあるわけありますから、やるべきであるけれども、やれない現実はいろいろあるというふうに思います。しかし、やれるところはぜひやっていただきたい、こういうふうに思うんですね。

職員定数はふやせない、というふうに言われました。議会事務局も大変なんですね。やっぱり議会から議会までの間、事務的な作業もありますし、議員の行政視察なんかもありますし、大変な作業だというふうに思っております。議員の能力を高めることもさることながら、そうしたスタッフといいますか、そういうものを充実していかないとやっぱり限界があるというふうに考えております。

ぜひ、その強化が地方自治をさらに発展させるということを念頭に置いて御検討をいただきたいものだと、このように思っております。

それから、もう一つ、これはぜひやっていただきたいなと思っておりますのは、議会事務局の皆さんがどうかこうだというふうに私は言っているわけではありませんから、誤解のないようにしていただきたいというふうに思いますが、事務局の職員の人事は、議長にあるんですね。しかし、現実には長が行っていると言っても過言ではない。それはやっぱり形骸化しているというふうに言わざるを得ないですね。したがって、そうしたと

ころを、市長は長としてどういうふうにする考えか、ぜひ御見解を承ってみたいというふうに思います。以上、2問、終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点か、かなりありました。

まずクア・パークでございますが、現在の社会情勢、経済情勢見ますと、これはどなたでもおわかりかと思えます。非常に厳しい。大手の金融機関が倒産する、あるいは企業も破綻に陥っているというような状況の中でございまして、これから事業を起こそうというような場合におきましては、やはり自己資本だけでやれるというものは、これはどなたでも考えられないことだろうと思っております。

やはり、金融機関からの借り入れというようなことがあるわけでございます。そうなりますと、現在の状況では、まずは貸し渋り、そういう状態というのがあるわけでございまして、やりたいけれども、やれないと、こういうのが実態だろうと、こう思っておりますが、クア・パークの企業におきまして、やりたい気持ちが存分にあるわけですし、やりたい一心で進んでおられるわけでございますから、そういうのを少し見守っていくほかはないのではないかなと、こう思っております。

貸す方も借りる方もあくまでも経営主体でございますから、これはその意思だけでいかんともしがたいのが現在の状況ではなかろうかなと、このように思っております。チェリーランドさがえが第三セクターだからというような話もございましたけれども、なるゆえにチェリーランドさがえにおきまして、非常に具体的なところまで行ってですけれども、これまでの計画を変更せざるを得ないと、こういうことになっておられるわけでございますので、もう少し見守る必要があるかなと、こう思っております。

それから、契約の条項についてのお尋ねでございますが、買い戻しはしないと。先ほどの答弁のとおりでございます。

それから、スパにプラスアルファというようなことについてのお尋ねがございました。これは、前の議会からもずっと述べておることございまして、スパオンリーだけでは経営が成り立たないということは、非常に厳しいということから見ましても、中国パールなどもその計画で進んできておったわけでございまして、これからの誘致企業に対しましても、そのことは了解の上で進んでいかなければなりませんし、そうすることで、またスパプラスアルファというようなことでの、企業が張りつきやすいのかなというような気持ちもするわけでございまして、また全体のハイウェイ・オアシス、クア・パークの構成あるいは趣旨というものを大きく変えない程度でのものというものが必要になるかなと、このように思っております。

それから、民民の場合でございますけれども、これは当該地につきましては、ホテルに関連したものということになるのではないかなと、こう思っておりますが、そのように利用されるのではないかなと、こう思っております。

それから、市民参加のことでございますけれども、いろいろこれまでも重要な施策について、政策課題につきましては、具体的に話をしておるわけでございまして、例えばフローラ・SAGAE にしましても、あるいは駅前にもしましても、逐一、関係者、地元の方々と話し合いをしておりまして、こういう方向はどうか、あるいはこういう考えであるからどうかというようなことを、御意見を賜ってきておるわけでございまして、ですからこそ、ああいう事業も円滑に進んできておるものと思っておるわけでございまして、短期間の中でああいう重大な事業もスムーズに進んでおるとするのは、やっぱり市民との対話、市民の御意見というようなものを存分に受け入れながら進んできているところの証左だろうと、このように思っておるわけでございまして、何かにつきましても、市民に対しましての情報提供というものは、あらゆるチャンスを利用して進んでおると、こう思っております。

それから、トップダウンの話もございましたけれども、最終的に判断するのはこれは私市長でございまして、これは決定しなくてはなりません。責任も持ちますし、それから判断決定することは私のこれは責任でやっているわけでございますから、それを称してトップダウンと、こういうように言われるのはいかなるものかなと、

このように思っております、職員なり関係者の意見というものは十分聞きながら、そして判断をし、決定しておるところでございます。

それから、先ほども申し上げましたけれども市民との協働だと、こういうことを申し上げておるわけございまして、何にしましても市民と一緒にして事に当たるといふこと、いわゆる協働、協力し合いながら働く、活動する、あるいは施策を実現すると、こういうことございましょうし、それから市民との直接対話、あるいは直接広聴と、こういうことも、これは重要なことございまして、あらゆる機会において、その姿勢というものを私は貫いておるところございまして、そういう意味におきましては、市民とのパートナーと言われるものではないかなと、このように思っております。

それから、町内会云々というような話がございましたが、やはり町内会は、何と言いましても基礎的な自治体なわけございまして、その意向というものは、これは尊重しなければなりませんし、それぞれの基礎自治体の活動というものが、それぞれにまた違ったところの味のあるものと、このように思うわけございまして、それなりの独自性というものを持っておるわけございまして、それらを尊重しながら、市政全般を進めるに当たりましても尊重してまいらなくてはならないのではないかなと、こう思っております。

それから、納税貯蓄組合の例を引いて話がありましたけれども、やはり何にしましても、いわゆる法律とかあるいは要綱に従ったところに基づいてお出ししたり、あるいは使っていただいておりますから、それぞれの団体におきましても、それが生かされるような使い方をなされておるだろうと思っておりますし、期待しておるところでございます。

それから、道路等の要請等につきましての再度のお尋ねもございました。

やはり道路であろうが、側溝であろうが、用悪水路であろうが、舗装であろうが、要望だけでやっておるわけではございまして、市独自としての道路行政なり、あるいは土木全般行政とこういうものを、そしてそれがまちづくりの上でどうつながってくるか、あるいは財政的な面とどうつながってくるかというようなことも、十分勘案しながら進んでおるわけございまして、全体的なならみの中で相互的に考えておるわけございまして、単に1町内会だけの要望と、それも尊重しますけれども、全体のならみということをおあわせて進めておるということをお理解いただきたいものだなと、こう思っております。

それから、議会についてのお尋ねもございました。

私も私なりの考えというようなものを答弁申し上げたところございまして、再度申し上げれば、やっぱり長と議会との関係というのは共存だと、お互い競い合って勉強し合うということだろうと、こう思っておりますし、議会と長というのは、明確にこれは地方自治法等々におきましても区分されておるわけございまして、ですから介入とかということではなくて、いわゆる政策活動、議会本来の活動というようなものを通じまして、政策提言活動するというのが、これが本来の議会活動ではないかなと、このように思っております。

議員はよく、何ですか、反対のための反対とかということにこだわっていらっしゃるようございましてけれども、やっぱりチェック機能というものは、執行機関のやることに對しまして、足を引っ張るとか、けちということじゃなくて、もっともっと議会本来の活動という中で、政策というようなものを建設的に提言するということが、より一層求められておるのではなからうかなと、このように思っております。

それから、相互に共立というようなことも申し上げましたけれども、お互いに認め合いながら、そしてお互いに勉強し合うというようなことが、これが必要だろうと、このように思っております。

それから、議会事務局の充実というようなことございまして、先ほど答弁申し上げたとおりございまして、議会の組織なり、あるいは人事権につきましても、これも市全体の対応の中で、これは当然議論してはならないわけございまして、御案内かと思っておりますけれども、地方自治法の中にも、長の中にはいわゆる総合調整権というようなものがあるんだというようなことが出ておりますけれども、いわゆる組織とか運営の合理化を図ると、そしてまた相互の間に均衡を保持するためと、こういうようなことのお考え方で臨んでい

るわけでございます。

それを実施するというようことになりましたれば、やはり行財政面全般の中から、これはお互い議会なり行政機関の長との連携というものを十分斟酌しながら、これは対応してまいらなくてはならないと、こういうことではございますけれども、やはり何にしましても、統括あるいは財政の究極の責任というような面からいきましても、こういう考え方というものが出てくるわけでございますから、組織なりあるいは職員の定数というようなことにつきましても、十分議長との連携を図りながら、これからも対応してまいろうと、このように思っておりますのでございます。以上です。

佐藤 清議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 これでもちょっと。私の言い方が、聞き方が悪いのかどうかわかりませんが、土地の分譲の買い戻し特約の件で、買い戻ししないというのは私もわかりました。先ほどもそれは申し上げたとおりです。ただ、この特約の登記が、契約書を見ますと、ことしの 12 月 25 日までというふうになっているんですね。こうした経済状況においては、今、登記をしておる土地を持っている開発業者の方もどういうふうな状況に陥るのかわからないということで、あるいはこの期間を過ぎますと、第三者にこの土地が渡る可能性だって絶対ないとは言えないような状況だというふうに、先ほど申し上げたとおりなんです。そのことについてどうするんですか、こういうふうに申し上げているつもりなんです。

今度、多分おわかりになっていただけたというふうに思いますけれども、一たん契約したことだから変えられないなどというようなことなのかどうか、私はわかりませんが、ただこれまでも市当局はいろんな禁止事項やなんかをいろいろ、開発業者の方に合わせてやわらかく書いてきたいきさつがございます。

例えば、施設等の建設などについてもそうでありまして、しからばこの特約登記についても、開発業者がいわゆる着工、営業開始するまで延長、こうしたことをやっぱりすべきではないかなというふうに思いますので、そうしたことについての御見解を、買い戻しはしないんだなどというのではなくて、それはわかりましたので、そのことについてぜひお聞きしたいというふうに思います。

それから、申し上げたいこといっぱいあるんですが、時間も余りなくなってきたわけでありまして、チェリークア・パークについてちょっと申し上げたいというふうに思いました。

確かに先行して整備をした農協やあるいはホテルシンフォニーのこともあります。ただ、市長も言われましたように、こうした状況になってきて、経済状況が大変厳しいということで、金融機関の方でも貸し渋りなどが出ていて、開発業者が意欲を持っていてもなかなかできない、こういうようなことがありました。

こうした機会と言ってはなんですが、やっぱり少し古証文になってしまいましたけれども、平成 5 年 5 月に高瀬開発特別委員会の中で、中間報告としてまとめたことがあります。そうしたことについても検討を加えて、その中に市民にとって使いやすいメリットの多い開発というようなこともありますし、あるいは市の財政を考慮に入れた進め方などということもございます。そうしたものを勘案しながら、検討をさらに加えてもいい時期なのではないかなと、こういうふうに思っております。

個人的なことで申し上げますと、例えば今の新寒河江温泉の施設なんかも、あるいはクア・パークの方に、市の所有している土地の方に移設なんかも考えてはいいのではないかと、こういうふうに思っております。

ただ、近くには大江町の温泉施設であるとか、天童のゆびあであるとか、河北町の雛の湯であるとか、中山町のゆららであるとか、さまざまな施設がありますので、これは競合もしますし、採算がとれるかというふうな問題もあります。

したがって、大胆に検討しながら、市民と十分に検討を重ねる、こういうことをしても損はないのではないかと、こういうふうに思っております。そうした検討の中で結論を生み出す、こういうこともやっぱり必要なのではないかということだけは申し上げておきたいというふうに思っております。

それから、時間もなくなってきましたが。

佐藤 清議長 内藤議員に申し上げます。残り時間わずかでありまして、簡潔にお願いします。

内藤 明議員 例えば、議会と長との関係で、私もそれぞれの立場で努力あるいは研究し合っ、よりよい地方自治を確立することだというふうに思っております。私から反対のための反対なんて申し上げたことはありません。私は一度もそういうふうに思って市長を批判したことはないというふうに思っております。ぜひこうしたことは前向きに率直に、真摯に受けとめていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

それから、議会事務局との関係で一言だけ申し上げます。

確かに市長には総合調整権があるというふうに思いますけれども、そうした中で、ぜひ、何ていいますか、一方的なというよりも、事務局の職員の方も大変だろうというふうに思います。議会事務局に来るのは大変なことだというふうに思います。したがって、そうしたことも議会とぜひ協議をしていただきたいということを思っておりますので、市長のお考えをいただきたいなと、こういうふうに思っております。以上で終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 クア・パークに対しての契約のことでございますけれども、契約書を見ますと、クア・パークを設立していこうという考え方に沿って、これをエリアにそれぞれの計画を持ち合いながら進んでおるわけでございます。そういうことで民活委員会というようなものをつくって、お互い連絡、協調し合いながら、あるいはまた市の意向も十分斟酌していただきながら、進んでいただいておりますので、そこに出ていただいた方というのは、皆、その気持ちは私は変わりないと、こう思っております。

ですから、期間が過ぎましても、それが自由に処分されては困りますし、そういうお方は私はおらないと、こう思っております。契約上におきましても、9条とか10条とか、あるいは12条とか、13条ですか、14条とか、いろいろこういう縛りを設けておるわけでございますので、それらが尊重されるんじゃないかと、このように思っております。

ただ、一次契約のときに条件を付した内容というものを、途中で変更の買い戻し、登記などというのが法的に出るか出ないか、これはちょっと調べてみなければわからないかなと、このように思います。

いずれにしても、あそこに参画した方々は、このクア・パークの趣旨に沿った御活用というものが、これまでもお互いに話し合いされておるわけでございます。それに進まれますと、このように思っております。

それから、市民浴場の移転とかにつきましては、意見として聞いておきたいと思っております。

それから、議会に対しても御要望がございましたけれども、これもお聞きしておきたいと思っております。以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 11 時 15 分といたします。

休 憩 午前 11 時 01 分

再 開 午前 11 時 15 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須 稔議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 20 番、21 番について、20 番那須 稔議員。

〔20 番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、所属している政党公明党と、通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の意見を交えながら質問をさせていただきますので、教育委員長の御所見をお伺いいたします。

通告番号 20 番、文化芸術の振興についてお伺いいたします。

これまでの人類の歴史は、何かの競争の上に築かれてきたと言われていています。あるときは軍事の競争でした。また、政治や経済のときもありました。戦後、日本は右肩上がりの経済成長を追い求めてきましたが、その結果、待ち受けていたものは、バブルの崩壊でした。失われた 10 年と言いますが、それは単なる経済回復におくれをとった 10 年だったのではないと言われていています。

くしくも、失われた 10 年の後にやってきた西暦 2001 年、21 世紀の始まる年とは、何のために生きていくのか、どんな国を目指すべきか、もう一度考える節目であると言われていています。

我が国は、ある一時期、曲がりなりにも経済大国と言われました。しかし、国の豊かさとは何によって決まるのでしょうか。経済力で決まると信じていた神話は既に崩壊してしまいました。

ある著名な方は、21 世紀は人材育成の競争の時代になると预言しています。どれだけ人材を育成したかで未来は決していくというのであります。地域の豊かさが人間の資質で決まるならば、21 世紀のあるべき姿の一つが、物の豊かさから心の豊かさへと転換を促す社会だと言われております。

昨年 9 月 11 日のニューヨーク同時多発テロは、人の心を大きく変えました。世界じゅうが不安と恐怖でいっぱいになったことは御承知のとおりであります。

それまで下降みながら好景気を持続していたアメリカ経済も一転したことは、周知のとおりであります。社会の景気や不景気は講学な経済理論でなく、人の心の状態が大きく影響していることを改めて感じさせる出来事でもありました。人の心が温かいときは社会も安定成長し、人の心がすさみ荒れてくると不安な社会に陥るのではないかと思います。

そんな経済情勢の中、人の心に温かさを生み、人々に生きる希望を与える文化芸術の振興策は、今こそ必要なことではないかと思うものであります。

そんな中で、昨年 11 月、文化芸術振興基本法が成立したところであります。

内容は、文化芸術の振興を図るため、国や地方自治体の責務を定めています。政府は、文化芸術の振興に必要な関係法の整備や財政上の措置を講じなければならないとあります。

また、民間からの支援を活性化させるために、文化芸術団体が個人や民間団体などから容易に寄附が受けられるような税制優遇措置等の施策を講じるように、努力義務規定が定められています。

その他、各種の文化芸術振興に向けた施策や芸術家の養成、高齢者や障害者、青少年の文化芸術活動の充実、国際交流事業など、幅広い内容が盛り込まれています。

本市においても、文化芸術の一層の充実を望むところであります。

ここで何点かについてお伺いいたします。

一つ目には、各種団体の意見を聞き、文化芸術振興に反映することについて、お伺いいたします。

本市は文化芸術団体が多く、それぞれに活発な活動を進めており、毎年 10 月から 11 月にかけての市の総合文化祭には、作品の展示や舞台の披露など、文化芸術によって市民の心を和ますなど進められております。

市内の芸術文化団体は、民俗芸能、盆栽など 23 部門、55 団体が芸術文化協議会を組織し、芸術文化の発展と地域文化の振興を図るとして活動を続けております。

今回の基本法の中でも、政策形成への民意の反映ということで、芸術家、学識経験者、その他広く意見を求め、十分考慮した上で、文化芸術の政策形成を図ることと、民意の重視について言っていますが、本市においても、これからの文化芸術の振興を図るために、各種団体の意見を聞き、それらを取り入れるものは取り入れ、振興に反映することが、地域における文化芸術の振興につながっていくのではないかと思います。

よって、各種団体の意見を聞き、文化芸術振興に反映することについて、ぜひ必要だと思いますが、お考えをお伺いいたします。

二つ目には、青少年に本物の芸術に触れる機会の拡大についてお伺いをいたします。

文化芸術は、教育の荒廃が叫ばれる現在、青少年の豊かな心を育む力として大切なものではないかと思いません。

基本法の中でも、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示、それに活動への支援を行って、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るとしています。また、学校教育における文化芸術活動では、文化芸術に関する体験学習など、文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体による学校における文化芸術活動に対する協力の支援などを図るとしています。

本市においても、毎年、文化センターの自主事業の中で、青少年向けの演劇、コンサートなどの事業に取り組み、子どもたちへの生きた芸術を提供し、親子で鑑賞する姿などもあり、大変に盛況を博しているようです。

また、市内の小学校、中学校では、すぐれた芸術や、音楽鑑賞を通して、人間として必要な豊かな情操や感性を育てるとして感性教育推進事業に取り組むなど、積極的に実施し、感性教育を推し進めているのであります。

青少年期にすぐれた芸術に触れさせることは、成長段階でぜひとも必要なことではないかと思えます。本市も積極的に推進しておりますが、今後、文化センターの自主事業、それに感性教育事業において、すぐれた本物の芸術に触れる機会を拡大することについて、どのように考えているのかお伺いをいたします。

三つめには、野外彫刻を設置する事業の展開についてお伺いをいたします。

野外彫刻は、気軽に屋外で見楽しんでもらうだけでなく、若手芸術家を育てるとともに、子供たちに本物の芸術に触れる機会を与え、また市民の文化芸術に対する日常的な親しみなど、文化芸術の振興に大いに役立つのではないかと思います。

全国各地で、野外彫刻設置事業の取り組みなどが見られますが、特に山口県宇部市は、緑と花と彫刻のまちと題して、昭和36年から野外彫刻展を開催し、平成13年で第19回目を迎えており、現在各地で開催されているまちを彫刻で飾る運動の発端となったとのこと。宇部市では、緑と花と彫刻のまちとして、中心市街地を公園に見立て、野外彫刻や造形美術品を街角に設置、また常盤公園を使った野外彫刻美術館などを夜間はライトアップして作品のアピールを行っているとのこと、全国に波及し影響を与えた意義は大きいものがあったようです。

本市においても、二ノ堰親水公園、さくらんぼ会館、ハートフルセンター、市立図書館などに置かれております。それぞれの彫刻は周囲の環境に溶け込んでおり、彫刻が周囲の環境を生かし、周囲の環境が彫刻を生かすように、大変マッチし、本物の芸術を鑑賞できる機会でもあります。

そこでお伺いいたします。

一つ目には、今までも設置されている野外彫刻がありますが、今後は事業として設置に取り組んではいかなものか、お考えをお伺いいたします。

二つ目には、彫刻の設置については、市街地の環境のマッチするところのほかに、市内の公園を選定し、その中に多くの彫刻を設置し、鑑賞できるような事業についても取り組んではいかなものか、お伺いをいたします。

四つ目には、全市的に取り組むために、文化芸術振興のための条例の制定についてお伺いをいたします。

今回、文化芸術振興基本法が施行されたことに伴って、国としては今後基本方針を定めて、文化芸術の振興について施策の総合的推進を行おうとしております。

法律の中でもうたっているように、地方公共団体として、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために、必要な施策の推進を図るように努めるものとあります。その基本法の意を受けて、本市においても文化芸術の振興を全市的に取り組むために、文化芸術についての条例の制定について、いかがなものかお伺いをいたします。

次に、通告番号 21 番、子供読書の推進についてお伺いをいたします。

良書に親しむことは、子供にとって大きな財産だと思えます。特に、学齢前の子供にとって、両親などによる読み聞かせで書物に親しむことは、情操能力を含めた知能の発達に良い影響を与えられています。

子供は情操を含めて多くの知能を 6 歳くらいまでに身につけるとされています。父親、母親から、体や耳、雰囲気を通して受けたことは、その子供の基本となって終生消えないとのこと、その基本の上にその後学んでいく知識が積み上げられていくそうです。

つまり、幼児期に親に読み聞かせをしてもらった子供は、言語を初め多くのことを得、それは終生消えない基礎となっていくとのこと、また絵本から子供たちが得るものの一つは言葉であると言われています。

絵本はコミュニケーションを学んでいくためのすぐれた道具とのこと、どんなに知識があっても、言葉で自分をアピールできないと、みんなに受け入れられません。言葉で自分のことを伝えるコミュニケーションができないと苦痛を感じます。コミュニケーションができずに苦しむのは、既に小学校のころからだそうであります。ですから、できるだけ言葉を子供たちに与えることが大事なことはないかと思えます。

言葉については、読む、聞く、書く、話すという四つの能力がありますが、この四つが総合的に進歩していないと意味がないと言われています。読み聞かせをすると、この四つが同調して、子供の心の中に入っていきようであります。それが読み聞かせのすばらしさだと言われております。

このように、子供の成長段階において、読み聞かせを初め読書というものが健全育成に大きな役割を果たすとともに、読書が持つ教育効果が今改めて注目を集めているようであります。

昨年の 12 月、子ども読書活動推進に関する法律が施行されました。この法律は、子供の読書活動を推進するため、国や自治体の責務とともに必要な事項を定め、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進し、子供の健やかな成長への一助とすることが目的とのこと。

そこでお伺いをいたします。

一つ目には、子ども読書活動推進計画の策定についてお伺いをいたします。

この法律には、基本理念として、子供の読書活動を、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものと定義しています。

その上で、すべての子供があらゆる機会と場所で自主的に読書活動を行えるように、国や自治体は積極的に施策などを推進しなければならないとしています。

また、本を発行する事業者にも、子供の健全育成に役立つ良書を提供するように努めることを明記しています。

それから、保護者に対しては、読書の機会の充実や読書の習慣化への役割を果たすように求めています。

具体的な読書活動の推進のための施策については、子ども読書活動推進基本計画を自治体レベルで策定し、公表することを規定しています。

本市においては、今回の法律の施行に伴って、子ども読書活動推進基本計画の策定についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

二つ目には、朝の読書運動の充実についてお伺いいたします。

現在、市内 11 の小学校のうち 8 校で、朝の読書の時間に、ボランティアの方々によって絵本や図書などの読み聞かせが行われております。実施回数についても月に 2 回から 3 回と行われ、大変に好評を博しているようであります。今後、それらの読み聞かせ運動の充実について、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

三つ目には、ブックスタートにおける絵本を贈呈するなどの事業の充実についてお伺いいたします。

ブックスタートは、英国のバーミンガムで始まったこの運動は、赤ちゃんと本を通して親子の楽しい時間を分かち合うことを応援する運動として広がっています。ゼロ歳児から本の時間を習慣として持つことが、子供の言語面、計数面双方の思考能力の発達に大きな影響を与えるという調査結果が出ています。

今、全国各地において、この事業が推し進められています。最も多いのが、乳幼児健診の際に、子供を持つお母さん方へ、ブックスタートにふさわしい本や読み聞かせのやり方などを紹介しております。

お母さんが子供を抱っこして読み聞かせるためには、動機づけとして絵本などのプレゼントをするファーストブック活動があって、初めてブックスタート事業となるのではないかと思います。

本市においても、乳幼児健診の際に本の紹介をし、乳幼児を持つお母さん方に喜ばれているわけですが、乳幼児健診の際に本の紹介だけでなく、ブックスタートに合った絵本を健診に来た親子に贈呈するなどのブックスタート事業のさらなる拡大について、今回の基本計画の策定の中で取り組んではいかがなものか、お考えをお伺いいたします。

次に、子ども読書の日の活用についてお伺いいたします。

今回の法律の中で、子ども読書の日を 4 月 23 日と定めています。由来についてはユネスコが本と著作権の日としたことから制定されたようであります。

本市においては、毎年 10 月末から 11 月上旬の読書週間の中で、子ども読書についても手づくり絵本や紙芝居コーナー展示会などを行って取り組んでいます。

今回の法律の制定によって、新たな子ども読書の日が定められたわけですが、市民の子供の読書活動について、関心と理解を深めるために、4 月 23 日に別に事業として取り組むことが、子ども読書活動のさらなる推進につながることはないかと思います。

そのことから、4 月 23 日を子ども読書についてのアピール事業に取り組むようにしてはいかがなものか、お伺いをいたします。以上で第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 文化芸術の振興についてお答え申し上げます。

寒河江市には、芸術文化の普及・振興を目指し、55 団体、2,417 人で構成する寒河江市芸術文化協議会が組織され、それぞれ活発な活動を展開しております。

御質問の各種団体の意見を聞き、文化芸術振興に反映することについてですが、各種芸術文化団体には活動計画、運営方針に関する指導、助言を行っております。また、芸術文化協議会の総会や役員会などの機会をとらえて、意見の交換や活動状況の把握に努力しております。

さらに、各団体が活動する場合、生涯学習支援事業により、講師や指導者に謝金の援助をして大変好評を得ております。今後とも各種団体の活発な御意見などいただきながら、寒河江市の文化の振興に努めてまいりたいと存じます。

次に、本物の芸術に触れる機会の拡大についてお答えいたします。

寒河江市の芸術文化振興につきましては、市民文化会館を中心として、ファミリーミュージカル、幼児演劇教室、クラシックコンサート、また慈恩寺野外演奏会など、自主事業を展開して、よりよい芸術文化の提供に努めております。

また、社会人音楽祭へのアーティストの招聘、市総合文化祭や県美展の開催など、市民が本物の芸術に親しむため、より多くの機会を提供しております。さらに、子供たちに上質の演劇や音楽に触れさせ、感動する心を育むため、市内の小・中学校を対象にした音楽教室や演劇、ミュージカルの公演などを行っております。

なお、自主事業の公演内容の決定には、担当者が資料の収集やアンケート調査を行うほか、芸術文化協議会の会員の意見を伺いながら判断し、多くの方が希望する内容にと努めております。

今後とも、本物の芸術に触れる、より多くの機会の提供に努めてまいりたいと思います。

次に、野外彫刻を設置する事業の展開についてお答えいたします。

現在、本市には、二ノ堰親水公園を中心に、せせらぎや緑を生かした潤いのある快活空間の創造を目指しております。また、二ノ堰親水公園には、カップ、展望人、大地の遺産などの作品を展示し、水辺の空間に潤いを醸し出しております。

さらに、チェリーランドには、人間、ハートビジョン、またハートフルセンターには花思い、図書館前には阿吽の友などの作品を設置しており、今後、寒河江駅前広場や沼川に隣接するせせらぎ公園、みどり公園など、市民の身近なその場にふさわしい作品を展示し、本物の芸術作品に触れることで、心に安らぎと潤いが得られるような活動の展開に努めてまいります。

次に、全市的に取り組むための条例の制定についてお答えいたします。

昨年 11 月 30 日に成立した文化芸術振興基本法につきましては、文化芸術が人々に深い感銘を与えるものであり、そのための芸術家、団体の自主的な活動の促進を図るため制定されたものであります。

条例の制定につきましては、芸術文化団体の育成、芸術文化の機会の提供、さらには地域文化の振興を図ることは大切なことと思いますが、本市の特性に応じた文化芸術の振興に努めてまいりますので、条例の制定は考えていないところであります。

次に、子ども読書活動推進計画の策定についてお答えいたします。

読書は心の栄養だと言われております。特に、子供にとっては、本との出会いが、心を豊かに健やかに育ててくれる大切なものだと思っております。

昨年の 12 月、子供の健やかな成長に資することを目的にして、子ども読書活動推進に関する法律が施行されたことは、御案内のとおりであります。その基本理念として、読書活動は子供の成長過程において言葉を選び、感性を磨き、創造力を豊かにするものとしてとらえ、自主的に読書活動を行える環境の整備を推進するこ

とをうたっております。

さらに、国の責務、地方公共団体である県及び市町村の責務、書籍を提供する事業者の努力、保護者の役割について定めているところです。この法は、国の指針としての方向性を示したものであり、今後、子供の読書活動に関する総合的、具体的な推進基本計画を定めることとしております。

読書は、個人が自由で自主的に取り組むものでありますが、家庭、学校、それに図書館などがそれぞれの機能を発揮して読書活動を推進すべきことと考えております。

家庭においては、子育ての中での親子読書、学校では学びの中での読書指導、そして図書館では読書への動機づけと、楽しく本に接する読書環境の提供の役割があり、相互に補完し合って、読書活動を支援しております。

特に、市立図書館としては本に親しむ環境づくりと、適切な図書資料の提供に努めてきたところであります。

子供の読書に関する取り組みとしては、図書館フェア、こどもまつりの実施、図書館ボランティアによる絵本の読み聞かせの開催、開架スペースに赤ちゃん絵本や児童図書コーナーの開設等を行い、親子での読書をするための環境の整備に努めております。

また、市内のほとんどの小・中学校で、朝の読書活動を実施しており、またアンデルセンの会やムーミンマクラブと読書ボランティアの方々により、読み語りも活発に行われております。さらに、地域には子ども文庫が開催されており、市立図書館から団体貸し出しを行うなどの読書活動を支援しております。

御質問の寒河江市子ども読書活動推進計画の策定についてでございますが、日ごろからの活動の積み重ねを土台として、さらに子ども読書の推進に向けたそれぞれの立場での取り組みを支援し、連携を図っていくことが、法の趣旨を生かすことになるものと考えております。

次に、ブックスタートについてお答えいたします。

ブックスタートとは、母と子が幼児の時期から、肌の温もりを感じながら言葉と心を通わす、そのかけがえないひとときを、絵本を介して持つことを応援する運動だと思っております。

そのきっかけづくりとして、乳幼児健診の機会に、子育てを支援するというメッセージを添えて、絵本などのブックスタートパックを提供するなどの活動も進められております。

寒河江市では、その趣旨を踏まえ、ハートフルセンターでの乳幼児健康診査時に、パンフレットを配布し、保健婦からお母さんと赤ちゃんとが本を読むことで楽しい時間が持てることを説明して、動機づけを図っております。

一緒に児童センターでボランティアみつばちの会による絵本の読み聞かせを行い、健診後に親子で参加できるように案内して、親子読書を支援しているところです。

また、市立図書館でも、赤ちゃん絵本コーナーを設置して、乳幼児向けの絵本を展示しております。そして、お母さんが家庭で絵本の読み聞かせを進めるために、絵本の選び方参考リストで、年齢に応じて読んであげたい絵本の紹介と読書指導を行っております。

次に、子ども読書の日の活用についての御質問にお答えいたします。

子ども読書の日の制定は、子供の読書活動についての関心と理解を深め、さらに積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。4月23日に設定した由来については、ユネスコが本と著作権の日としたことと、スペインの風習でバラの花と本を贈る日にちなんで定められたとお聞きしております。

子ども読書の日については、子供たちによい本を薦め、読書への親しみや読書習慣を身につけるきっかけづくりになるような取り組みを実施してまいりたいと考えております。以上です

佐藤 清議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 どうもありがとうございました。それでは 2 問目に入らせてもらいますけれども、時間が昼まで残り 15 分しかありませんけれども、端的に御質問したいなと思っております。

一つは、各種団体との芸術文化を振興するために反映するための、要するに意見を聞くような場ということで提案させてもらったわけですが、今、教育委員長からあったように、それぞれ市の方でいろいろと支援をしているし、総会等についていろんな意見も聞いているということで、今後それなりに進めていくというふうな話がありましたけれども、私は第 1 問で申し上げましたように、今回の文化芸術基本法ができたということの一つ契機として、各種団体、芸術文化団体、それとあわせて私は 1 問で申し上げましたが、今回の文化芸術基本法の趣旨というのは民意の反映と。ですから、芸術文化団体ばかりではなくて、その他団体からも要するに市としての芸術文化を振興するための方向性、方針というものがどういうものかということ聞いてはどうかということでもあります。

ですから、そういう意味では、一つは芸術文化団体の意見を聞くという会もそうですけれども、その辺、団体ばかりではなくて、ほかの団体、例えば市の方にはいろいろと町会長さんとか、あるいは婦人会とか、いろんな団体がありますけれども、それらの団体さんとの懇談会等についてもどうなのか、ひとつ御意見をお伺いしたいと思います。

それから、青少年に本物の芸術に触れる機会の拡大でありますけれども、これも市の方でも平成 13 年度の事業などを見ますと、非常に多くのものに取り組んでおります。これは、文化センターでやる事業、あるいは感性教育でやる事業も、ほとんどが文化センターの大ホールに子供たちが来て見るというのがほとんどの事業であります。

その事業も大変大事な事業でありますけれども、私は本物を身近で見せるということから、各学校でやってはどうかかなと。当然、山響などのオーケストラなどは文化センターの大ホールでしかできませんけれども、その辺のオーケストラの中で、例えば木管、金管、打楽器、いろんな楽器がありますけれども、何点か選んで、それを各学校に訪問しながら、その子供たちの前で披露する、見せる、あるいは触れさせると、鳴らせるという本物の芸術に触れる機会というものがあって初めて、あの大ホールでの大演奏会に参加した場合に、私が学校で見た楽器はこうなのかというような、本物の芸術に触れる機会もさらなる自分の心の中で昇華できるのではないかなということで、その辺、各学校での、さらなる拡大ということで、文化センターとかあるいは大きいホールでも拡大はするということありますけれども、その辺、学校で招待にするようなことについて、どうなのか、ご意見をお伺いしたいと思います。

それから、今回の文化芸術基本法、当然国の方でも予算化をしておりますけれども、その中で、学校の文化活動への推進ということで、芸術家等の派遣事業というのがあろうと思います。これは、例えば郷土出身の芸術家が、学校訪問するということに対しての、これ国の方の事業でありますけれども、全体的で 1,800 名ほどという予算づけになっております。

当然、山形県の場合は、数カ所というような単位に来るかと思いますが、その辺、子供たちが本物の芸術を見、あるいは我々の大先輩の芸術文化に、文化ということをきわめた方の意見を聞くと、あるいは話を聞くと、さらなる子供たちの芸術文化に対する関心を呼ぶということもあるので、その辺、市として当然県を経由して来るとは思いますけれども、その辺について市として手を挙げるということについて、私は挙げるべきだと思っておりますけれども、その辺のお考えなどもお聞かせ願いたいと思います。

それから、野外彫刻でありますけれども、これは先ほどは宇部市の件をお話しさせていただきました。宇部市の方では、昭和 30 年代からということで 40 年ほどの歴史がありますけれども、最初は小さな池の真ん中にあった銅像といいますが、そういうものが設置されておいて、そこに子供たちが集まってきてスケッチをして

いるという風景から、非常に子供たちに対して本物の芸術を見せる、あるいは市民に対して本物の芸術に触れる機会を拡大すべきだということから始まったようでありますけれども、先ほどの御答弁ですと、これからもそれぞれ展開していくと。

私の場合は事業として取り組んではいかなものかということをご提案させていただきましたわけですが、やっぱりこれは今のところは、市の方で行き当たりばったりと言うと失礼なんですけれども、それぞれその状況に合った態勢で取り組んでいるということで、これも評価しますけれども、やっぱり事業としてきちとした形で市内を見渡して、やっぱりここにはこういうふうな彫刻が合うんだと、これは彫刻を設置してみようというような事業として取り組むべきだと提案をさせていただきました。

これについては、先ほども教育委員長からありましたけれども、教育委員会だけではちょっと回答が出ないような気もいたします。当然、今、それぞれ設置されているこの彫刻についても、花・緑というようなところで推進を図っておるように聞いております。

今後、今現在、彫刻等がありますけれども、その辺の管理の問題、要するにステンレスとか、あるいはアルミとか、あるいは銅とか、あるいはブロンズとかいうもので、そういうものができ上がっていますから、当然、傷がついたり、あるいは腐食をしたり、あるいはプラスチックですと光に弱いというものなどもあるわけでありまして、その辺、今後そういうものが設置された場合に、管理の面でどういうふうにされていくのか、当然、その辺の清掃とか、あるいは周囲の見回りとかいう管理の面もあるかと思っておりますけれどもその辺、どういうふうに管理をされていくのかその辺、教育委員長の方で答えられる範囲内で答えていただきたいと思っておりますけれども、当然、野外彫刻については、私はきちとした事業として取り組むべきだと、このように思っておりますので、その辺についても再度お聞きをしたいと思います。

それから、条例の制定でありますけれども、今のところは考えていないというような答弁がありました。これは芸術文化というものを型にはめるといことは非常に異論もあるんだということなども、今回、この芸術基本法が国会で審議された場合に話になっておったようです。特に、芸術文化については、日本の場合も余りにも野放し過ぎたというような反省点から、今回、文化芸術基本法が制定されたという経緯もあります。

芸術文化の先進地であるフランスなどは、きちっと基本法を持ってあって、その法に従って芸術文化を進めています。ですから、ある程度のところまでやっぱりこれはきちとした形で行政なりが振興のための方策、方針、方向というものをくり上げなければならぬというように思っておったところです。

特に、第1問でも申し上げましたけれども、この芸術文化については、例えば税制上の問題として、昔の文部省ですけれども、そのところに登録されている団体についてはそれぞれ税金の恩典はありますけれども、その辺、例えば小さい芸術文化団体とかそれらに登録していないものについては、その辺、寄附した場合の税金の恩典はないというように、日本ではなっているようです。

それから、特に芸術家を育てるといことなども、日本においては、例えば高校から大学に行く場合は、これは育成会というものがあまして、お金など貸し出しをして育てているんですけれども、芸術のためにお金を補助する、貸すということがなかったということなどもあって、芸術家が日本ではなかなか育たなかったと、あるいは留学のために外国に行く場合なども、例えば芸術に関係ないものと、国のいろんな補助がありますけれども、この芸術を目的とした場合は、その補助がないということなどもあまして、そういうものを絡めながら、きちとした形で芸術を育てなければならぬということから、今回、文化芸術基本法ができたというふう聞いています。

そういう意味で、市としてもやっぱり今の芸術文化団体、いろんな団体がありますから、そういうふうなものに対して、やっぱり振興のための方向性、これをきちっと条例等で定めながら、私は条例ということだけにこだわらせませんが、基本的な方針と、あるいは基本的な計画ということなどを定めながら、きちっと取り組むべきではなかったかなということをご申し上げておいたところです。再度、この辺についてお聞き

したいと思います。

それから、子供読書ですけれども、これは基本計画、当然、今、国の方で基本計画をこれから定めて、県の方でそれぞれ定めて、それぞれ地方自治体という形になってくるかと思えますけれども、先ほどの答弁ですと、今のままの状態がいいというように私は聞いておったんですけれども、やっぱりきちとした形で基本計画をつくるべきではないかと。

寒河江の場合は、読み聞かせにしるブックスタートにしる、いろんな事業に取り組んでおりますけれども、そういうものを体系的に計画的にきちとした形で基本計画をつくるということが、私は大事なことはないかというように思っているところです。

特に、今回の基本計画の中では、1問でも申し上げましたが、事業者の責務、それから保護者の役割、それから行政の役割ということで、それぞれ計画の中で盛り込むようになっておりますから、その辺のことについて私は基本計画をつくっていくべきだというように思いますので、再度この辺についてお聞きしたいと思います。

それから、読み聞かせでありますけれども、これは学校の方で今進めておまして、11校のうち8校でやっているということで、それぞれ拡大についてこれからいろんなふうにすると思えますけれども。読み聞かせをやっている団体さんがあります。そういう方の中で、例えば読み聞かせをやる場合に、やっぱり自分たちが研修しなければならないような状況にもあるということで、その辺、市として、あるいは団体さんの方に読み聞かせをするための研修のための補助とか助成とか、そういうものが私は必要かと思えますけれども、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、当然、ボランティアさんの方で読み聞かせをするための図書を市の図書館から借りておりますけれども、やっぱり読み聞かせをするための団体さんの歴史として、あるいは財産として、そういう本なども購入したいというような話がありますので、その辺の助成について、どのように考えるかお聞きしたいと思います。

それから、子ども読書の日でありますけれども、私、これは4月23日、これから取り組んでいくということでもありますけれども、具体的にどういうふうなものを念頭に置いて取り組んでいくのか、ひとつお聞きをしたいなど。

今のところ、市の方では10月下旬から11月にかけて、読書週間の中で子ども読書についてもやっておりますけれども、私はこれは独立して、4月23日の前後を含めながら、子ども読書の日を含めながら週間ということで、独立した形でやるのが、より子供の読書に対するアピール事業、市民に対する子ども読書というのは大事なんだということがわかると思えますから、その辺、11月の読書週間とは独立して、この4月23日を中心として子ども読書週間を持っていただきたいと、このように思えますけれども、その辺のことについてもそれぞれお考えをお聞きしたいと思います。以上で第2問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

保科弘治教育長 第 2 問について、お答えを申し上げます。

私から基本的なことを二つ申し上げ、そのほかのことについては担当課長の方から答弁をいたしたいというふうに思います。

まず第 1 に、芸術文化振興について、各種団体のもっと意見を聞く、広く市民の声を聞くべきだというふうな御質問でしたけれども、全くそのとおりだというふうに思っております。

市民さくらんぼ憲章にも、文化の高いまちづくりというようなことをうたっているわけです。

今までどちらかというと芸術文化団体に限って、そういうふうな意見を賜る場を設定しておったわけですが、これから広くお聞きするような努力をしてみたいというふうに思っております。

それから、条例の制定についてでございますが、このたび、平成 13 年 12 月に 35 条からなる文化芸術振興基本法というものを国で制定したわけでありまして。そういった趣旨からしても、ますます芸術文化の振興を図っていかねばならないというふうに思っていますけれども、現在のところ、寒河江市では、市民の各種団体が取り組んでいるさまざまな活動の盛り上がりとか熱意を、側面から行政が支援していくというふうなスタンスでやってきたわけです。そんなことで、そういったことを一層盛んにやってみたいというふうに考えているところでございます。

そのほかについては社会教育課長、学校教育課長から答弁するようにします。以上です。

佐藤 清議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 それでは、私の方から何点かについての御質問についてお答え申し上げます。

まず一つは、芸術家等の招聘事業についての御質問がございました。

御案内のように、文化芸術振興法の制定に伴っての芸術家派遣事業の新しい施策と思います。そのようなことで今後その事業内容など県の方から具体的な周知を受けまして、その受け方の対応を、取り組みを考えてまいりたいというふうに思います。

それから、野外彫刻についてでございますけれども、先ほど委員長から答弁ありましたように、これまでもまちの中、そして屋内、屋外にかかわらずたくさんその場にふさわしい彫刻を数多く設置しております。今後ともそういうふうな芸術に親しめる機会、そういう屋外彫刻の設置については、引き続きその方向で対応していかれるものと思います。

そして、その作品等の管理についてでございますけれども、あくまでそれは行政財産としての管理でございますので、それぞれの設置されている箇所を所管する担当課で適切に対応することになるというふうに思います。

もう 1 点は、子ども読書についてでございます。子ども読書活動の推進につきましては、これまでも寒河江市は先駆的に取り組んでまいりました。今後ともそれをさらに発展させて、読み聞かせの会、それからブックスタート、さらには子供文庫の支援など、さらなる充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、その方向づけにつきましては、図書館にあります図書館の協議会、それから図書館のボランティア各団体などの方々からも御意見を賜りながら、その方策、方向づけについて進めてまいりたいというふうに考えているところです。

もう 1 点は、読み聞かせの会の充実と支援についての御質問がございました。

先ほどありましたように、現在、寒河江市内、小学校 11 校のうち 8 校で今現在読み聞かせが行われております。これも各ボランティア団体のいっちゃん会、ムーミンママクラブ、そしてアンデルセンの会はもちろんですけれども、各地域の此の木夢絵本読み語りの会、西根げんげの会、みなみおはなしかご等々、たくさんのボランティアの方の協力をいただいて初めてこの読み聞かせが実施されているという状況にあります。そういう意味で、地域のボランティアも含め、それがさらに全校、全学年に拡大されるように支援をしてまいりたいというふうに思います。

また、図書館の事業として、これまでも絵本作家をお招きしたり、子供と絵本で楽しく遊んだり、それからおはなし講習など、これまでも図書館事業でいろいろ取り組んでまいりました。その機会に、読み聞かせのボランティアの方々にも参加いただいております。今後もそういう機会をとらえて、より研修の機会なりボランティアの集まる機会をつくってまいりたいというふうに考えているところです。

最後にもう 1 点は、子ども読書の日の推進についてであります。これは先ほど教育委員長からありましたように、法が制定になって間もなくでございます。そういう意味で、4月23日が子ども読書の日であるということそのものの周知がまず肝要かと思えます。

そういう意味で、それをまず第一義にしながら、秋の図書館フェアでやっているこどもまつりなどは継続して実施しますけれども、4月23日に合わせた啓蒙を含めた取り組みについて、今後考えてまいりたいと。今現在、具体的な事業までは考えておりませんが、これも図書館関係の方と協議しながら、何らかの事業を検討してまいりたいと考えているところです。以上です。

佐藤 清議長 学校教育課長。

草苅和男学校教育課長 それでは私から、感性教育推進事業にかかわっての御質問についてお答え申し上げます。

本市では、4 年ほど前から感性教育の演劇や音楽についての鑑賞会は、各学校単位で実施するようになっています。それ以前は、文化センターのような大きなホールでやっていたというふうに聞いておりますが、現在はそのようにやっております。

また、お話に出ました山響のことでありますが、今年度は 3 校の学校で山響さんと呼んで鑑賞会が行われておりますけれども、実際に演奏を聞いたり、それから一緒に歌を歌ったりということが中心であると聞いております。

お話のあった、実際に楽器に触れるなどの機会というものは、今年度についてはなかったというふうに報告を受けておりますが、これまで、例えば山響さんであれば、ある学校でそのように楽器に触れさせていただいて親しんだという、そういう場面もあったというふうに聞いておりますし、山形大学の学生の吹奏楽団については、そのようにお願いして、楽器に触れるという機会もつくったというような例がございます。

しかしながら、今後もその豊かな感性を育むために、継続して各学校での取り組みを行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

佐藤 清議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 3 問目に入りますけれども、先ほど委員長の方から各種団体等の意見を聞く会ということで、広く市民団体との会合を持っていきたいという話がありましたけれども、ぜひともこのようにやっていただきたいなど、このように思っているところです。

特に、芸術文化団体だけでなく、やっぱり 2 問でも申し上げましたように、それ以外の市民の声を聞くということは、これからの寒河江市の芸術文化の振興についての一つの方向性ということについても、いろんな意見が出てくる可能性もありますから、そういうものをまとめていただいて聞く、よい機会ではないかと思えますので、ぜひとも実施していただきたいなど、このように思っているところです。

それから、今の意見を聞く場でありますけれども、国の方には文化審議会というような、一つの大きなものがありまして、その中でそれぞれ国の方のいろいろな芸術振興についての方向性というものを、いろんなふうな審議されているように聞きますけれども、寒河江市としても今回のこの基本法ができた中で、やっぱり市民の方がただ集まって意見を聞くということばかりでなくて、市の方の文化芸術に対する明確な振興の方向性というものを話し合うためにも、審議会的な要素の会ということなども私は設置すべきではないかと、このように思いますけれども、その辺、お考えがございましたら、ひとつお聞きしたいなど、このように思っているところです。

それから、青少年に対する本物の芸術に触れる機会の拡大でありますけれども、本物といいますか、要するに市の方でも、学校でも、それぞれいろいろなコンサートとか、あるいは舞台とか、いろんなふうな鑑賞しておりまして、非常にこの辺に向けての充実というものは私は高く評価をしておりますけれども、やっぱりさらなる芸術文化の振興、あるいは子供たちに対する本物の芸術を見せるということから、私は一歩も二歩も教育委員会として取り組んでいただきたい、一つの大きな施策ではないかと、このように思っているところです。

先ほどあったんですけれども、やっぱり国の方で今回、新世紀アートプランというプランがあって、その中でそれぞれ芸術家派遣事業ということで、具体的に学校に派遣されるという事業などもされると。先ほど委員長からあったように、県の方から来た場合は、手を挙げてみたいという回答がありましたけれども、ぜひともこれはやっていただきたいなど、このように思っているところです。

特にこの事業は、地元出身の芸術家、民俗芸能とかあるいは芸術家、それらの方を呼んで、学校でそれぞれ地元の先輩として、この芸術文化に対して、今までどうであったかと、それから地元の誇るといいますか、芸術文化のすばらしさを子供たちに披露できるいい機会ではないかなと、このようにも思いますので、これはぜひとも実現に向けて取り組んでいただきたいなど、このように思っているところです。

それから、文化センターと学校でやっている感性教育でありますけれども、自主事業、それから感性教育でありますけれども、私もこれも大きくこれから拡大に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

特に、先ほどあったように、実際には文化センターなどでやる事業については、限度があるかと思えますけれども、今のところ、先ほど課長からあったように、各学校でそれぞれ小さい単位でやるようになってきておりますけれども、やっぱり楽器の方に触れさせる、あるいは見させる、実際に自分で鳴らしてみせると。楽器によっては鳴らせないものもあるかもしれませんが、その辺鳴らしてみせると、触れさせるということが非常に、これは本物の芸術に触れる機会として、体験として非常に大事なものではないかと、このように思っております。

そういう意味で、先ほどあったように、山響などは、40 人の体制からなっておりますから、大きな学校ですと大丈夫かと思えますけれども、やっぱり小さな学校の単位ですと、全部呼べないということから、やっぱりある程度のパーツに分かれて学校を訪問しながら、本物の楽器、本物の演奏、それから自分でとってみる、鳴らしてみようというような、体験学習にもつながっていくのではないかなと、このように思いますので、その

辺についてもこれから大いに取り組んでいただきたいなど、このように思っているところです。

それから、野外彫刻の設置事業でありますけれども、この辺は私の方で教育委員長ということで指名させていただいて、答弁させてもらったわけですから、答弁には限度があると思いますけれども、やっぱり私は寒河江の場合は、今までも市長は花・緑ということで、すばらしいまちづくりに向けて進められてきたことは御存じのとおりかと思えます。

その中でやっぱり市内に十数カ所、ぼつぼつと芸術作品が見えますけれども、それは本物に触れるいい機会なんですけれども、やっぱり数的にも余り少ないし、目立たないということで、やっぱり事業として取り組んでいく中で、きちっとした取り組みが必要なのかなと。

特に、先ほど言ったように、素材によっては、置ける場所と置けない場所がある。さびがついたり傷がついたり変形したりするということで、その辺を含めながら総合的に寒河江市を見渡して、ここにはこういうものがいい、ここにはこういうものがいいというような、事業としての取り組みの中で、そういうものが設置されることによって、より市民に本物の芸術、あるいは子供たちにも肌で触れて、目で見て、本物の芸術というものに触れる機会の拡大につながっていくのではないかとということで、提案させてもらったわけですが、その辺は先ほどの回答では、それなりにこれから進むということでありますけれども、やっぱりその辺、教育委員長として答弁には限度があると思いますので、私の方では要望ということでとどめさせていただきたいなど、このように思っているところです。

それから、条例の制定でありますけれども、この条例の制定については、私は制定をしていくべきではないかなと、このように思っているところです。

特に、国の方では、今回の基本法を受けて、基本方針を決めていくと。そして、いろんな今聞き取りなども行っておりまして、どういうものが市民として、県民として、国民として望まれるものかということなど含めながら、今やっておられますけれども、その辺を総合した場合にやっぱりいろんな形で市の芸術文化に対して育成していくということになりますと、やっぱりある程度きちっとしたものを市でつくった上で育成ということに取りかかっていくべきものではないかと、このように思っておりまして、この条例の制定、これはこれから国の方で基本方針を決め、話を聞きますと、山形県ではありませんけれども、ほかの県の方では何か条例制定などに向けても話をされていると、ある市などでも条例制定などについても検討されているというような情報が入っておりますので、その辺、市とすれば、今のところは持っていないということですが、今後、十分に御検討していただいて、全市的に市で取り組むというようなことがあれば、ぜひとも条例制定に向けて御検討をお願いしたいなど、このように思っているところです。

それで、その中で、今のところ、社会教育課の方に、芸術文化というような係がありますけれども、その係が東部地区公民館の仕事と一緒にされているという話なども聞いております。

今回、こういうふうな基本法ができたということで、当然市としても芸術文化の振興に対して力が入ってくると、そしてまた平成15年には国民文化祭もあるということから、私は併任ではなくてやっぱり専任で行くべきなのかなと。財政状況あるいは経費の節減等々からいろんな行政には問題がありますけれども、私はそういう中でやっぱりこれからの寒河江市の文化芸術というものを考えてみた場合に、きちっとした形で文化芸術というものをとらえ、それを推し進める係というものを、きちっとした形で置くべきではないかと思えますけれども、その辺、3問目でありますけれども、どういうふうに考えておられるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、子ども読書についての基本計画の策定でありますけれども、この計画は、先ほども申し上げましたように、国の方で当然計画をこれから策定をし、県の方で策定をしという段階で、当然、市の方にもどうかなということであるはずですが、

これは、法律にもあるんですけれども、これは努めなければならないということで、必ず市の方で制定すべ

きものではないということになっております。

私は、先ほど教育委員長からもありましたけれども、寒河江市内のいろんな読書活動、特に子供についての読書活動、これは県内でも非常に朝の読み聞かせなどはリードしておりますし、素晴らしい事業に取り組んでいるなど感心しておりますけれども、子ども読書計画というものを全体的に見た場合に、やっぱり計画性というものをきちっと決めた方がいいのかなど。やっぱりある程度方向性というものを決め、その上に乗ってやるということが、今よりもさらに、子供たちの読書、あるいは事業者、あるいは保護者等々に対して取り組みやすくなるということがこれは目に見えてわかると思いますので、その辺に対して基本計画というものを私は策定していくべきではないかと、このように思っております。今後、当然、県の方で基本計画を定めてまいりますけれども、その辺の動向をにらみながら、市の方でも策定していただくように、この辺もひとつ御要望ということでしておきたいなと、このように思っております。

何か、先ほどの話では、このまま行くという話ありましたけれども、教育委員長として、県の方で基本計画ができた段階でどういうふうに考えるのか、その辺の考え方についてもちょっとお聞きしたいなと、このように思っているところです。

それから、朝の読書ですけれども、これは読み聞かせ運動、特に寒河江はやっておりますけれども、その読み聞かせ運動についても、やっぱり読み聞かせる側の体制というものが今ボランティアの中でも話題になっておりますし、どうしたらいいのかなと暗中模索の点もありますけれども、その辺、市とすれば、やっぱり子供たちに対して読み聞かせをさせる際に、ある程度、こうしたらいいのかなというような研修会といたしますか、そういうものについて、それぞれ今の方のいろんな研修会を利用しながらやっていくという話がございましたけれども、これはボランティアの方に呼びかけていただいて、多くの方が参加して、そこで研修会が受けられるということについても、ひとつ体制づくりなどもお願いしたいなというところです。

それから、先ほど私聞き逃したのかもかもしれませんけれども、ボランティア団体の図書の購入に対しての助成等について、ちょっと聞き逃しましたので、再度これはお聞きしたいなと、このように思っているところです。

それから、ブックスタートでありますけれども、これブックスタートは、今のところ市の方では、読書となりますと、これは教育委員会の分野になりますけれども、子育てというようになりますと、これは健康福祉の分野にまたがってきます。それで、なかなか回答が難しいのかなということでも思っておったんですけれども、回答的にはきちとした回答が出なかったわけですけれども、やはりこれはブックスタートについては県内でもそろそろ始まってまいりました。特に健診時期です。

ブックスタートは、お母さん方が子供を抱いて、お母さんが読み聞かせをすると、これがブックスタートです。その動機づけのために、各自治体の方では、ファーストブックと言いまして、本をそれぞれ贈呈して、読んでくださいよということから始める。これが本来のファーストブックと、このように言われておまして、寒河江の場合はまだ贈呈がやっておりませんので、そういう意味ではまだ本物のブックスタートではないということも1問目で申し上げましたけれども、その辺、ブックスタートの事業として、やっぱり最終的には健診に来ているお母さんあるいは子供たちに本の贈呈をすると、ファーストブックということなども、これは私はブックスタート事業としてやるべきだということを提案させてもらったんですけれども、明快な回答がありませんでしたけれども、この辺も教育委員会としては限度かなと思っておりますので、その辺、御要望ということでそれぞれとどめておきたいなと、このように思っているところです。

それから、子ども読書の日の活用でありますけれども、具体的にはこれから考えるということでした。これは4月23日というように定められたわけですけれども、市の方ではもう既に、市だけではなくてほかの自治体の方でも、読書週間というのがありまして、そこを利用しながら今までも子供の読書についてそれぞれやってきたという経緯などもあって、その中で今回の法律で4月23日ということでも定められたわけですけれども、これから具体的に考えていくという話でありました。

これは、特に4月23日ということで私は決められるのであれば、やっぱり今行っている読書週間の子供の部分、この部分についてやっぱり4月23日から5月の子供の日あたりを視野に入れながら、いろんな行事を図書館子供フェスティバルという形で持っていくべきが一番アピール性が高いのかなというように思っております。

そういう意味では、これも要望になるかと思えますけれども、ひとつ、今の11月の読書週間というよりも、4月23日を中心とする5月の連休、あるいは子供の日等々のことを含めながら、あの辺で子供読書祭りなどの計画を立てていただきたいなど、このように思っておりますので、その辺も2問目で申し上げたんですけれども、回答がありませんでしたので、その辺ひとつ御要望ということでお話しを申し上げたいと思います。

平成12年は、国際子ども読書年という年でした。このときに、日本で初めて国際子ども図書館がオープンしました。これは私たち会派で今回2月に飯能市の子ども図書館を見てまいりました。これは平成9年にオープンしました。現在、子ども図書館というものは、全国で3カ所あるということなんですけれども、非常に木造2階建てで、当然大きな市立図書館があって、そこから大分離れた箇所、非常に環境がよくて、自然があって、川が流れて、緑があるという、自然環境の中に図書館が建ってありました。

来館者も4万人という人数で、そしてまた貸し出し冊数も11万7,000冊ということで、非常に活動が盛んなところで、特に独立館ということでお母さんからも喜ばれているし、ほかの図書を閲覧して、あるいは開架している方などについても、子供たちがいる程度騒ぐわけですから、独立館ということで喜ばれておまして、使用についてはちょうどお母さんと子供さんが来ておりましたけれども、喜んで使っている風景などもありました。

当然、子供ということを念頭に置きますと、今の図書スペースの区切りによって、子供は子供で見せられるようなスペースができないものかなと、このように思っているところです。その辺、飯能市の子ども図書館ということを見てまいりました、今、話ししましたけれども、その辺のことに對して何か御所見がありましたら、1点お伺いしたいなど、このように思っているところです。以上で3問を終わります。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 いろいろ大事な御提言、御要望等ございましたけれども、まず審議会、文化芸術の振興に関する審議会のようなものを行うことがございましたけれども、それと芸術文化係、併任でなくて組織上の問題とかあったわけですが、日本にとっては画期的な文化芸術振興基本法というのができたわけで、その趣旨を受けて、大事な課題として受けとめさせていただきたいというふうに思っています。

あと、読み聞かせのことの予算的措置ということでしたけれども、私もそのグループの反省会等にお呼ばれしまして、いろいろ意見を聞いておるわけですが、具体的に予算的措置ということは今まで承ったことがないんですが、そして市立図書館や、あるいは自分たちが持っている絵本というものをうんと活用していただき、本当にボランティア精神でやってくださっているというふうなことで、大変ありがたく思っています。

聞くところによりますと、ほかの町なんかでは、読み聞かせなんかしたいんだけど、学校になかなか入れないというふうな状況もあるそうで、寒河江市では開かれた学校づくりというようなことで、そういったことで非常に学校とうまく連携しながらやっていただいているということで、大変うれしく思っています。これからいろいろ要望等も聞いて、具体的な措置等できれば、やってまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

佐藤 清議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 今ありました読み聞かせの会への支援についてでございますが、読み聞かせについては、学校でやっている読み聞かせのほかにも、図書館でやっているボランティア活動、それから子ども文庫でやっている読み聞かせ、児童センター、それぞれありますけれども、図書館の方としては、団体貸し出しという形の本の提供を、読み聞かせの会にしているところです。

直接、本を配布したりはしておりませんが、その形で活動を支援しているということでございます。

それから、ブックスタートの件ですけれども、これは先ほどありましたように、子育て支援と大きくかかわりを持っている活動として、ブックスタートパック、いわゆるファーストブックについての提供までは今現在とっておりませんが、それについては今後の大きな課題かなというふうにとらえております。

それから、子ども読書の日についてでございますけれども、今現在は秋の図書館フェアの中でのこどもまつり、これも大変内容も充実して、にぎわっていますので、それは大きな位置づけとして継続するにしても、春、4月23日、この時期にどういう形で事業を組めるかは、今後検討してまいりたいと思います。

最後に、子ども図書館の件でございますが、子ども図書館については、寒河江の市立図書館、開館10年を迎えましたけれども、当初から図書館の設計として、オープンスペースの中に子供の本コーナーや幼児コーナーなど、児童、幼児向けのコーナーを設けて、親子でそこで読書いただくというふうな考え方で設置しております。施設の機能なり大きさなどからして、今の形でより利活用いただくような形が、寒河江市の場合の子ども図書館に相当するような対応かなというふうに思っているところです。以上でございます。

川越孝男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 22 番、23 番、24 番について、17 番川越孝男議員。

〔17 番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた御意見を踏まえ、社会民主党・市民連合の一員として質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号 22、都市政策について、開発事業にかかわる都市計画上の諸問題についてお伺いいたします。

去る 2 月 12 日、寒河江市都市計画審議会が開かれ、市長より 29 年ぶりに都市計画区域の変更が諮問されました。

その内容は、無秩序な開発を抑え適正な開発を誘導する必要があるとして、現在の 2,101 ヘクタールに、田代幸生地区を除く平場 3,007.5 ヘクタールを追加するというものであります。

ところが、平成 10 年に作成された寒河江市都市計画マスタープランでは、名刹慈恩寺が本市まちづくりの核の一つとして位置づけられ、慈恩寺歴史の森公園として周辺整備が予定されており、風致地区としての保全との調整が必要であることから、山王台公園やその裏山一体も含め、対象地域に入っていたのであります。

にもかかわらず、今回の見直し案には入っていませんでした。そこで私は慈恩寺地区を区域に入れるよう求めましたが、多数をもって原案どおりの答申が決定されました。

私は、この決定に異論を唱えるものではありません。しかし、この間の都市計画区域指定に対する、市当局の姿勢が問題だと思うのであります。

それは、今回の区域の見直しは、無秩序な開発をなくし、適正な開発を誘導するため必要であるとして、現在、具体的な開発計画のないところであっても、将来開発する場合、必要であるとして、平場全域を対象地域としています。なのに、第 4 次振興計画では、慈恩寺資料館の建設や、都市計画マスタープランでは慈恩寺歴史の森公園整備計画が示され、現在、裏側から中央地区農免農道整備など具体的に進められている地域を外すというのは問題であると思うのであります。

この 10 年間の状況を見ても、寒河江市の重点開発であったチェリークア・パーク建設や、工業団地の再拡張地の造成は計画区域にしないで事業を進めてきたのであります。

これでは、適正な開発を誘導するために都市計画区域の指定が本当に必要なのか疑問であり、指定する根拠が希薄になります。チェリークア・パークでは、民活用地の全部とサービスエリアの半分、それにその両施設の間にある都市公園部分は都市計画区域に入っていませんでした。

したがって、その土地については、都市計画税は課税されていません。それに、高速道路のサービスエリアにつくられた株式会社チェリーランドさがえの売店やガソリンスタンド、JA の遊友館などの建物についても、都市計画税が課税されていないのであります。

また、工業団地についても、バックドールや未来工業、テーピ新工場などがあるエリアで、阿部林業のところから鹿島の踏切に向かった道路の西側で、JR の線路と国道 287 号の内側も同様に、土地と工場などの建物への都市計画税が課税されていないのであります。

企業誘致に際して、税の優遇は必要なことは理解をします。しかし、私は、その方法は低工法なり、農工法による軽減措置を活用すべきであると思うのであります。公平の原則からしても、事業に着手してから 10 年間も放置したままにしないで、都市計画区域の見直しをすべきだったと思うのであります。

そこで、幾つかの点についてお伺いいたします。

一つは、チェリークア・パーク内の都市公園「最上川ふるさと総合公園」が都市計画区域外にもわたって決定されており、問題ではないかと思うのであります。都市計画法第 11 条では、特に必要がある場合は、都市

計画区域外にも公園を定めることができることになってはいますが、したがって、法的には問題ないというふうに思いますが、これまで再三にわたる計画変更などの説明の際に、区域外にも及ぶが都市計画区域内を前提とすることから、次の見直しの際に区域内にすることで国の了解を得ていると言われてきました。

しかし、チェリークア・パーク推進プロジェクト会議を発足してから 12 年、都市公園を県施工の総合公園に決定してから 8 年もの間、見直しされずにきたことは問題であります。なぜおくれたのか、その理由を明らかにしていただきたいと思うのであります。県の指導でおくれたというような話も聞こえますが、そのような事実があったのかも、あわせてお願いをいたします。

二つには、工業団地の再拡張も、都市計画区域外で造成され、開発が行われています。開発に当たっては、チェリークア・パークも含め、都市計画の観点から、もっと早い時点から区域に入れて誘導すべきだったと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

三つには、慈恩寺地区のエリアどりが、都市計画マスタープランでも慈恩寺の山間部まで入れるようになっているのに、今回除かれており、次期の見直しのときに入れるとのいうのでは、チェリークア・パークや工業団地の再拡張用地と同じようになる心配があります。

そこで、整備・開発される前に区域に入れるべきであることから、可能な限り早く編入すべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、通告番号 23、税・福祉政策について、国保税などの収入未済額及び不納欠損額の実態と課題についてお伺いいたします。

平成 12 年度の決算監査意見書では、国保税の収入未済額の増大は、税負担の公平を失い、制度の存続にもかわる問題なので、早期徴収と収納率の向上に一層努力されるよう要望されています。

国保税の収入未済額の推移について、平成 3 年度から 12 年度までの過去 10 年間を見ますと、担当者の御努力によって、平成 3 年度の 8,995 万 5,000 円から、平成 6 年度の 6,689 万 3,000 円までは減少してきていましたが、その後、年々増加の一途をたどり、平成 12 年度には 1 億 2,013 万 7,000 円と、平成 6 年度の 2 倍近くに増大しています。

さらに、不納欠損額を見ますと、同じく担当者の御努力によりまして、平成 3 年度の 197 件 1,897 万 8,000 円から年々減少をしまして、平成 10 年度には 60 件 446 万 3,000 円へと大幅に減少、改善されたものの、平成 11 年度からは 83 件の 754 万 3,000 円、平成 12 年度には 105 件 727 万円と、再び増加の傾向を示しています。

このように、平成 12 年度には 105 件の 727 万円の不納欠損処理がされています。この中には、生活が困窮して払えない方も入っているのではないかと思います。当局はそういう方を救済する方法として、現行制度の中でも生活困窮の場合は福祉の観点から、一定の要件を満たしていれば、申請することで減免が可能とされてきました。

確かに、制度上はそのとおりかもしれませんが、しかし、資格要件は、幾らかでも所得があれば対象とならないなど、現実的には適用されず、実際、申請して減免されたケースはこれまでなかったようにお聞きしています。

そこで、2 点についてお伺いいたします。

一つは、今後、こういった対策が有効なのかを判断するためにも、実態を正確に把握し、分析することが必要であります。そこで、平成 10 年度から平成 12 年度の不納欠損処理をしたケースの実態について、理由や傾向などを示していただきたいのであります。

二つには、介護保険料に加え、長期不況で賃下げや企業の倒産、リストラなど一層生活は苦しくなり、また国保への移行の増加や、高齢者世帯の増加など、ますます収入未済額がふえるのではないかと懸念されます。

そのような中で、訪問活動を通じて収納率を高めることが基本であり必要なことは申すまでもありませんが、

それだけではどうにもならないケースがあるのではないかと思います。税の公平性を失わせないためには、それらのケースに合わせたきめ細かな対策が必要と思われる。当局としてどのような方策を考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、通告番号 24、商工観光政策についてお伺いいたします。

一つ目の地域総合整備債、いわゆるふるさと融資の運用上の課題についてお伺いいたします。

現在、寒河江市では、3口のふるさと融資を行っているわけでありまして。

一つは、平成 2 年 11 月に株式会社チェリーランドさがえに対し、チェリーランド建設資金として 1 億 7,600 万円を融資しており、その原資は山形銀行より借りています。

二つ目は、平成 11 年 11 月に同じく株式会社チェリーランドさがえに対し、高速道路サービスエリア施設建設資金として 2,500 万円を山形銀行から借りて融資をいたしております。

三つ目は、平成 13 年 3 月に株式会社ホテルシンフォニーに、ホテル建設資金として 1 億 1,600 万円を同じく山形銀行から借りて融資をしています。

ふるさと融資には、担保として民間金融機関の確実な保証が必要であります。寒河江市が融資したこの 3 件に対する連帯保証は、いずれも寒河江市が原資を借りた山形銀行が行っています。

ところが、山形銀行は、株式会社チェリーランドさがえに対して、平成 2 年のチェリーランド建設時に、13 億 760 万円の協調融資を行い、そのうちの 5 億円を寒河江市が損失保証をしているのです。同じく平成 11 年 11 月のサービスエリア施設整備にも、山形銀行は株式会社チェリーランドさがえに対し、2 億 6,000 万円の協調融資を行い、その 2 億 6,000 万円を寒河江市が損失保証しているのであります。

したがって、株式会社チェリーランドさがえにもしものことがあれば、寒河江市にとっては、ふるさと融資 2 件分の 2 億 100 万円は山形銀行に保証してもらっても、山形銀行が株式会社チェリーランドさがえに直接融資した 7 億 6,000 万円を寒河江市が保証しなければならなくなるわけで、極めて問題があります。

前にも申し上げましたが、県の対応は違っています。

寒河江市とも関係のある中国パールへの融資で見ますと、山形県は、県内の二つの銀行から平成 8 年と平成 9 年の 2 回、合わせて 20 億円の融資を受け、それを中国パールへ 20 億円のふるさと融資として貸し付けていました。連帯保証は、原資の融資を受けた県内の銀行とは全く関係のない三和銀行であります。中国パールの民事再生法が決まった時点で、山形県に対する返済の残高は 16 億 9,840 万円あったそうではありますが、7 月 27 日に全額連帯保証の三和銀行より返済されたそうであります。

そこで、お伺いいたします。

一つは、市のふるさと融資に対する連帯保証は、市が貸付原資の融資を受けた金融機関以外の金融機関に改めるべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

二つには、寒河江市地域総合整備資金貸付要綱の一部を見直しすべきだと思います。

1 点目は、借り入れ申請書類の中に、連帯保証予定者の意見書と、申請者の経営状況が判断できる書類として、過去 3 期分の損益計算書及び貸借対照表の二つの書類をつけ加えるべきだと思います。

2 点目は、貸し付け決定に当たっては、財団の総合的な調査検討は参考にすることにし、市が主体的に責任ある判断をする必要から、その決定機関をはっきり定めるべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

二つ目の新寒河江温泉分湯料金設定の諸課題についてお伺いいたします。

12 月議会で、新寒河江温泉給湯条例が制定され、それに基づいて、今月から民間のホテルに温泉が給湯されることになりました。平成 14 年度の予算案を見ると、温泉使用料として歳入に 134 万円計上されています。維持管理費は 350 万 2,524 円が見込まれ、歳出第 2 款の財産管理費 5,641 万 3,000 円の中に含まれているとのことです。

これは、12月の説明時点より128万円ほど少なくなっております。しかし、市民浴場だけで使用した時期とは異なり、チェリークア・パークの民活エリアに参加した企業だけが、みずからの経済行為に市の温泉を使用するわけで、その使用形態や使用料は、透明でかつ正当な費用負担をしていただかなければならないのは当然のことです。

クア・パークのホテルやスパ施設で使用する温泉は、新しく掘らずに新寒河江温泉を活用することにし、そのための給湯設備に1億7,500万円をも投資してきており、年間860万円の減価償却費になると思います。

そこで、3点についてお伺いいたします。

一つは、クア・パークへ給湯設備をする以前の、市民浴場だけで使用していた当時の温泉の維持管理費は年間幾らであったのか、教えていただきたいと思います。

二つは、クア・パーク事業に参加する企業などへの給湯計画を示していただきたいと思います。

三つには、平成14年度からチェリークア・パークへの給湯が始まるが、減価償却を含めた年間の収支予測と、その差額に対する考え方を含め、市長の御所見をお伺いいたしまして、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、都市計画上の諸問題でございまして、その中で特にチェリークア・パーク内の総合公園のエリアの問題でございまして。

最上川ふるさと総合公園につきましては、総合公園として 28.9 ヘクタールを平成 7 年 6 月 30 日付で、県が計画決定しております。この公園エリアは都市計画区域外の用地も含まれておりましたが、都市計画法第 11 条には、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても定めることができるとあり、その条項を適用し、都市計画区域外の部分も含めて決定されているところでございます。

県の方からは、次の都市計画区域の見直し時期には、区域外になっている公園エリアを編入するよう指導があったところでございまして、その手続を行うべく、事務作業を進めてきたところでございます。

市としましては、本公園の区域外の箇所と、当時整備計画しておりました工業団地の再拡張用地の箇所のみを拡大見直ししようと考えていたところでありましたが、県からは都市計画法第 5 条の都市計画区域の趣旨に照らし、平場全域を対象に検討するようにとの指導がございました。

また、平成 7 年ごろ都市計画法第 18 条の 2 による都市計画マスタープランの策定マニュアルが出され、策定について全国各市町村に指導がなされております。

都市計画区域の見直しなど都市計画の変更に際しては、計画決定、変更などの誘導指針とする都市計画マスタープランを策定し、それに沿った内容の見直し作業を行うよう指導がありました。そのようなことから、マスタープランについては最上川ふるさと総合公園が決定された翌年の平成 8 年度から 9 年度にかけて策定作業を進め、平成 10 年 3 月完了いたしました。

平成 10 年度からは、都市計画区域及び工業団地拡張用地を初めとする用途地域の見直しをするための手続上の資料収集、分析作業に当たるとともに、平成 11 年度から 12 年度にかけては策定作業をしてまいりました寒河江市の土地利用上の上位計画である国土利用計画、寒河江市計画と整合性をとりながら、都市計画区域の拡大について県と下協議を重ね、このたびの区域見直しとなったものでございまして、今申し上げましたように、都市計画区域の拡大等については、市の上位計画との整合性、国、県の考え方、さまざまな関係機関との調整を踏まえるとともに、市民への周知を十分に行いながら今回に至っているものでございます。

それから、工業団地再拡張地のこともお尋ねがございました。

市におきましては、均衡ある調和のとれた工業基盤の整備を図り、就業の場の確保を進めるため、平成 7 年度に工業団地再拡張用地 57.3 ヘクタールを工業団地農村地域工業等導入実施計画の変更を行い、オーダーメイド方式による分譲とし、これまで経済不況にもかかわらず企業誘致に努力してまいったところでございます。

この地域を都市計画区域に編入することについても、さきに述べました最上川ふるさと総合公園と同じような考えで手続を進めており、今回の区域編入となったところでございます。

この地域は、今後、工業専用地域に指定してまいりたいと考えておりますが、用途地域の決定案件については、県からの同意を得て、市が決定することになっておりますので、後日、市の審議会に諮問してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、慈恩寺関連での都市計画区域の問題に答弁申し上げます。

慈恩寺は、御案内のように、本市の宝であり、貴重な文化遺産でございます。また、市の大切な観光資源の一つでもございます。地域に合った整備を図りながら、保全していかなければならないと考えております。

今回の慈恩寺一帯の都市計画区域の区域界の線引きは、慈恩寺集落並びに慈恩寺本堂、三重塔など由緒ある建造物を含めた地域とし、字界で区域取りとしております。

今申し上げましたように、慈恩寺は貴重な文化遺産であり、将来ともに慈恩寺建造物とその一帯についても保全していかなければならないと思っております。

その保全の都市計画法上の方法としましては、風致地区や伝統建築物群保全地区などの指定がございますが、それらの指定については、今後、十分、本山慈恩寺一山や地域の方々との話し合いや、専門家の御意見をいただき、検討を重ねていかなければならない課題であると考えております。

次に、国民健康保険税の関係面でお尋ねございました。

御案内のように、国民健康保険制度は、保険税の負担を前提として、その保険税と保険給付との相対的な対価関係を基本として、保険事故に対する保障を行う制度でございます。このため、国民健康保険税として寒河江市が保険者となり、被保険者である自営業者、サラリーマン退職者などの他の社会保険に加入していない人に対して課税し、納税をお願いしておるわけでございます。

平成 12 年度の国民健康保険税の決算における収納状況でございますが、調定額が 12 億 1,600 万円、収納額が 10 億 8,800 万円、収納率は 89.5%となっております。

また一方、収納未済額は 1 億 2,000 万円となっております。御指摘のとおりでございますが、これを前年と比較してみますと、現年課税分で 436 万 2,000 円減少しましたが、滞納繰越分で 1,394 万円の増加となっております。

また、地方税法の規定によるところの不納欠損額として整理した金額は、前年と比べ 27 万 2,000 円ほど減少したところの 727 万円となっております。この内訳は、滞納処分執行停止が 3 カ年継続したものが 29 万 1,000 円、5 年間の時効消滅にかかるものが 697 万 9,000 円となっております。

この滞納者や不納欠損として調定から整理された滞納者の実態でございますが、現在の経済動向の中で、事業の失敗や不振、それから会社のリストラや倒産による無収入、過重債務といったことが要因となり、納税が困難となったものと思われま。

このような方について、その財産等を調査してみますと、多額の抵当権が設定されていたり、または差し押さえされる財産がなかったりという実態となっております。

これまで滞納者に対しましては、担当職員や国民健康保険相談員が訪問面会いたしまして、その生活実態を踏まえた納税相談を実施し、納税猶予等による納税指導を行ってまいりました。一方、新たに滞納している方については、税務課職員が一丸となり、年 4 回の夜間訪問徴収を初め、納期限後 20 日以内に督促状の発送、催告書の送付、再三にわたる電話催促等を実施しており、関係法規のもと、厳正に対処してまいりました。

そもそもこの国民健康保険制度というものは、本来、被保険者全体で支え合うところの相互扶助制度でございます。この制度の保険給付や各種事業等に充てる目的税として、御案内のように所得割、資産割の応能割と、均等割、平等割の応益割の平準化を図りながら、それぞれの世帯に応じた応分の負担をいただくことが制度の根幹をなすものでございます。

平成 12 年度の決算報告にありますように、収入未済額は、景気低迷などの影響もあり、増加傾向にあることは熟慮しております。今後、県全体で構成しております都市税務検討協議会での意見交換なども参考にしながら、滞納者に対する新たな対策につきまして、滞納となった要因を踏まえまして研究検討する必要があると思っております。

次に、地域総合整備債の運用上の課題についての御質問でございます。

この地域総合整備資金貸し付けに伴う保証人につきましては、寒河江市地域総合整備資金貸付要綱第 10 条において、市は貸し付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする規定していることから、当然にして、借り受け人が保証人となる金融機関を選定します。その選定された金融機関が市に対する保証人となるものでございます。

また、市が貸し付けするための財源としての起債の借り入れ先については、他の縁故債と一緒に見積みり合

わせを実施しまして、一番低利の数字を提示した金融機関から借り入れを行っているところでございます。

したがって、市から借り入れするための保証人となる金融機関と、市が起債として借り入れする金融機関が、たまたま同じ金融機関となっても何ら支障のないものでございます。

それから、この貸付金の貸付事業についての運用上の問題で御質問もございましたが、地域総合整備資金の貸し付けの決定につきましては、寒河江市地域総合整備資金貸付要綱第 15 条において、市は地域総合整備資金の貸し付け決定に当たって、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査、検討を参考とすることといたしまして、財団は当該貸し付けが本貸付要綱に則したものであるか否かについて検討を行うものとするとしていることから、財団による調査検討の結果を受けて、市が貸し付けを決定しているところでございます。この寒河江市地域総合整備資金貸付要綱は、総務省の地域総合整備資金貸付要綱を参考として定めたものでございます。

そのようなことから、県の要綱に運営会議があったといたしましても、市は国の定める貸付要綱に従って、寒河江市地域総合整備資金貸付要綱を定めたものでございます。

次に、新寒河江温泉のことに答弁いたします。

新寒河江温泉を市民浴場のみで使用していたときの年間経費についてでございますが、市民浴場運営事業につきましては、平成 9 年度までは特別会計、その後は一般会計により処理されておりますので、平成 9 年度と直近の平成 12 年度の決算に基づいて説明いたします。

平成 9 年度の市民浴場特別会計の歳出のうち、一般管理費の決算額は 3,648 万 1,863 円でございます。その内訳でございますが、運営業務、それから清掃業務、機械設備保守点検業務などの委託料が 1,909 万 239 円、そして水道料、修繕料、その他消耗品費など需用費が 995 万 1,366 円でありまして、土地借上料、源泉使用料などが 339 万 2,782 円、施設維持のための工事請負費が 221 万 9,280 円、その他の経費が 182 万 8,196 円となっております。

これに対しまして、歳入のうちの市民浴場使用料の決算額は 3,761 万 2,210 円で、113 万 347 円の黒字となっております。また、平成 12 年度の一般会計における市民浴場費の歳出のうち、公有財産購入費を除いた決算額は、3,703 万 4,594 円に対しまして、歳入のうちの市民浴場使用料の決算額は 3,607 万 9,030 円で、95 万 5,564 円の赤字となっております。

次に、チェリークア・パークに給湯を計画した当初における給湯予定施設ごとの計画給湯量についてでございますが、こころの宿一籠、ヤマコー、ホテルシンフォニー、高嶋屋、ホテルタウン、いちらく、滝の湯ホテル、ホテル王将の八つの宿泊施設について、それぞれ毎分 50 リットルで計 400 リットル、中国パールのクア施設が毎分 100 リットル、最上川ふるさと総合公園内の県の施設が 100 リットル、そして市民浴場が 400 リットルで、計画給湯量の合計は、毎分 1,000 リットルとなっております。

次に、今回、市民浴場に加えてチェリークア・パークに給湯した場合の年間の収支計画についてでございますが、新寒河江温泉は、市民浴場とチェリークア・パークの両方に同一の施設により一体的に給湯するものでありまして、収支計画につきましても、市民浴場の分とクア・パークへの給湯の分とあわせて説明いたします。

最初に市民浴場の運営に要する経費でございますが、運営清掃業務、機械設備保守点検業務の委託料など、合計で 3,380 万 3,000 円でございます。これは平成 14 年度一般会計の市民浴場費に予算計上いたしております。

次に、源泉施設の維持管理経費でございますが、源泉ポンプや管理棟などの電気料が 265 万 8,000 円、管理棟の電話料金が 3 万 4,000 円、源泉施設の保守点検業務委託料が 81 万円で、合計 350 万 2,000 円でございます。この経費は、同じく財産管理費に予算計上いたしておるわけでございます。

以上、合わせますと、新寒河江温泉の給湯のための実質的経費の総額は 3,730 万 5,000 円となります。

これに対して収入でございますが、市民浴場使用料につきましては、3,591 万 5,000 円を平成 14 年度予

算に計上いたしております。また、温泉使用料でございますが、現在、給湯を計画している施設はホテルシンフォニーの1社で、毎分100リットルの給湯量を予定しており、134万円を予算計上いたしております。

したがって、収入の合計は3,725万5,000円となり、経費に見合う収入がほぼ確保されていることとなります。

ほかに予算に計上されない経費としまして、源泉ポンプ、管理棟、配湯管など、施設の減価償却費として、総額で860万円を予定しております。

また、こうした収支とは別に、新寒河江温泉のクア・パークへの給湯は、新たな雇用の創出などによる地域経済の活性化、市税収入への影響など、市の振興、魅力あるまちづくりの大きな誘因となるものでございます。以上でございます。

佐藤 清議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 2 問目に入らせていただきたいと思います。

都市政策の関係から順次お尋ねをしていきたいわけですが、先ほど 1 問目の答弁にも触れられておりましたが、新たに都市計画区域を拡大した地域の中で、工業団地の再拡張用地は用途指定の見直しを図っていききたいと、工業専用地に指定していききたいというような話もございました。

これまでの地区の説明会なり、あるいは都市計画審議会の中での話、あるいはその資料などでは、用途地域の見直しをするのは、工業団地の再拡張用地の部分と、警察署の裏側、それから丸菱食品の裏側、それから横道団地と本楯の 4 カ所というふうなことで、説明をされています。

しかし、今のような話から行くと、今度新たに都市計画区域になったところに対する都市計画税の賦課については、用途指定をしたところについて都市計画税をかけていくと、こういうふうなことを言われてきているんです。

そうしますというと、工業団地の再拡張の部分は今年度中に用途指定をするというふうになれば、来年平成 15 年度から課税対象になるわけですがけれども、チェリークア・パークの民活用地は引き続きならないというふうな形になるわけです。民活用地の土地も、今シンフォニーさんが建てていて、今度営業するそうですけれども、もちろん今年度はならない、来年度になっても、あのホテルに対して都市計画税はかからないと、こういうふうなことになるわけです。

したがって、そういうふうなことは本当に寒河江市の重大開発行為をやっていながら、クア・パークとか工業団地とか重点プロジェクトでやっていながら、都市計画区域にしないなら、しなくても適正な開発を誘導するというのであれば、何もよその地区だって、する必要のないのではないかという矛盾が出てくるし、民活のあそこの施設についてはこのままでいっても都市計画税かかりません。

したがって、クア・パークの部分も私は入れるべきだと。最初から工業団地とクア・パークは入れるつもりで県に言ったけれども、細切れでなくて全部一緒に持ってこいというふうに言われたと言っているながら、この資料の中では、4 カ所指定していますけれども、クアの部分は色染めなっていませんし、そういうことは都市計画審議会でも聞いてもなかったし、あるいは地域の説明会でもないんです。極めてそこは市長の今言った県の指導とも、言っていることと実際やっていることと違うわけですから、まずクア・パークも入れるべきだというふうに思います。

それから、その入れる時期、見直しの時期、これを明らかにしていただきたいというのがまず一つです。

それから、慈恩寺の関係、今、市長が言ったと同じことを私らも去年の 12 月議会でも、またその前も言って、あるいは地域座談会でも言って、そして慈恩寺は、貴重な文化遺産もあるので、保全地区としても入れていきたいというふうなことで、去年 3 カ月前のこの議場で市長が言ったんですよ。

慈恩寺、平野山とも、都市計画マスタープランでそれぞれ都市のシンボル軸の北端と西端に位置する重要な拠点として位置づけているところであり、保全する考え方もエリアにしていきたいと考えております。もちろん前の方ではずっと、なぜ必要なんだかという主張、言った上で、慈恩寺のあのエリアを全体後ろも含めて入れていきますと、山もあってという前の方にずっとあるんですが、言っているんですよ。

そして、実際、2 月に都市計画審議会にかかった諮問案では除かれているというふうなことで、市長の答弁自体が 3 カ月前、議場では入れますと言っていて、そして今と同じ理由を言っているんです。一山と話ししてから、地区計画や地域計画ができてから、都市計画区域に指定するんですか。都市計画区域の中に指定になっているから、そういう地区指定とか地域指定ということができるとでしょう。

駅前のこのたびの開発、今回の議場でも言っている六供町から本町までのあの道路も、地域の皆さんと地域指定することにした。都市計画のエリアの中だからそれに基づいてこういうことをやれるとでしょう。地区計

画、どうするか、地域の人と決めてから都市計画の網をかけますなんていうのは、私は逆だというふうに指摘をしておきたいと思います。

それから、税の関係でありますけれども、今後、県の都市なんかかかるとか税検討委員会などの状況、ちょっと私聞き漏らしたので詳しくわかりませんが、そういうこの状況も見きわめながら検討していきたいというふうなことがありましたので、結論的にはとにかく検討するというふうなことだろうというふうな受けとめましたが、まずこれまで言ってきた、平成12年度の国保税の不納欠損処理の状況を見ると、先ほど市長からあったように、全体で727万3,000円です。これはトータルで105件、私は1問でも申し上げましたが、その中身を見ますというと、5年の時効のやつが95件で697万9,600円なんですね。それから、3年で不納処理するやつが、10件で29万700円になっている。

この内訳を実は私は聞いたかったんですが、市長のさっきの答弁ですというと、事業に失敗したり、あるいはリストラで無収入になっている人などもいると。状況を見ると、抵当に入っていたり、財産がなかったり、なかなか大変で、今言ったように5年の時効なり、3年で欠損処理をしてきた件数がこれだけあるんだというふうなことはわかるんですね。それはわかる。

しかし、その中身、本当に7日の日に遠藤議員の議論と同じようになってくるんですが、その内訳を見ていくというと、無収入の人もいたと言うが、無収入の人いたら、福祉の方からの減免の対象になるというふうに思うんですが、その人がいても今度は家族の問題とか、世帯に対してかかっているという問題などがあり、しかし無収入になっている人がいるから、こういう15条の7の4なり、18条で処理をするという実態があるわけですね。

したがって、私はこの数の中には、金額あるいは件数の中には、生活保護にもならない、福祉の観点からの減免の申請にも対象にならない人がこれだけいるわけです。

しかし、その人の中には、実態の中にはこういうのもあるそうです。収入以上の購入をしていると。例えば法外な立派な家建てて、払いようがなくて困っているとか、あるいは若い衆なら車すばらしいの買って、ローン払えなくて困っているとか、こういうものの中にはあるそうです。しかし、無収入でなくて、少しの収入あって、だけれども生活していくのに大変だという人も、この中にいるんじゃないですかと私は言っているんです。

いるとすれば、その人を救済する方法を考えないとだめなんです。市長がこれまで福祉の観点で申請をして、できると言ったけれども、現実に7日の日の議論で皆さんもおわかりのとおり、遠藤議員との議論でもわかるとおり、それで対処されている人がいないんです。そして、その基準が非常に現実に合っていない中身になっているんです。

したがって、私は今度の生活保護なり申請による減免をした場合に、決算書の中から調定額から外れるんですね。調定額からそのものは外れるから、欠損処理をしなくとも済むというようなことがある。

だから、収められなくて収めないで、欠損処理して、税金収められるのに収めない人なら不公平でないか、こういうふうな感情にもなっていくんですが、生活保護なり申請による減免で該当すれば、調定額そのものが減るわけですから、不納欠損処理というような形には出てこないわけです。そうするというと、市民も、こんないっぱいの人、不納欠損になって、そういう生活状態があって、生活保護と申請減免はなっているんですが、こいつにならない、当てはまらない人がいるから、今現在これだけの大きい金額が不納欠損処理として出ていると。

しかし、それをなくす方法が私は二つあると思うんです。

この一つは、市独自で軽減措置をとることです。市独自で条例化をして。しかし、そうすればその分の金を一定の条件で、収入もないと、しかし収入はゼロでないと、何ぼかあると、そのために、国の減免の対象にならないと、しかし3年間納められなくて、3年たつという、市では不納欠損処理をすると、ところが帳簿に

決算で載ってくるために、税金納めないで、最後に欠損処理してもらっている人、こんなにいるのかと、こういうふうになってくるものですから、それをなくすために一定の条件をつけて、その条件を満たしていれば、市独自の政策で救済をしていく。そして、その分を一般会計で補てんするという方法。

それから、もう一つは、こういう実態を国に認めさせて、これに対応する制度をつくらせるということと、二つあると私は思うんです。

そして、前段の方の市独自の政策というのは、この前、7日も遠藤議員も提起をしている問題だというふうに私は思うんです。

したがって、この一般会計で補てんする独自政策を条例でつくって、一般会計で補てんをした場合、一般会計では減るけれども、国保会計でその金額はさっぱりむだなく生かして使われるわけですね。今のままで欠損処理していても、調定額はあったんだけど、寒河江市で全然使われなくて、欠損処理で落とすと。その部分をその中の本当に苦しい人を、市の独自政策の中で救済をしていって、一般会計で補てんすれば、一般会計からその分減りますけれども、国保会計でこの金額満額使えるわけですから。そしてさらに、調定額から本当に大変な人の部分は外せるわけですから。納税者の、市民の意識も、そこでおかしいという部分が狭まるという、こういうふうなことだろうというふうに思うんです。

したがって、この部分あと、ここでどうこう言ったって、これ以上詰まらないというふうに思いますが、監査委員の指摘も真摯に受けとめ、議会側も執行部も受けとめ、そういう実態が今現在あるということ、この不納欠損処理の中には、処理されている内訳にはそういうことがあるということも受けとめ、そして今後よりよいものにするために、先ほど検討するというふうなことを言われていましたけれども、本気になって検討を合っけいましていこうということでも申し上げますので、この点について市長の見解を改めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、地総債の関係でありますけれども、これも私、市の要綱をもらっているのが、平成2年6月22日施行で、平成2年4月1日から適用の要綱をもらっているんですが、その後、改正なんかされている、先ほどの市長の答弁ですということ、大分違って、改正されているのかなというふうに思ったので、この点については改めて中身の関係、所管課からもらった要綱自体が違っているようですので、改めてこの点やっていきたいというふうに思いますが、制度上、違法だというふうに言っているんじゃない。

例えば、融資をする、それから保証人もなってもらう、そうしたときに、寒河江市が融資を受ける、その地総債というのは同時に民間の金融機関の協調融資もあるわけです。たまたま皆同じ、そして今度保証も三つになるわけですが、それが全部同じ金融機関ですということ、その事業者、企業一つに対しての見る目というのは、複数にいるんな方から見た方が、よりの確な判断できるんじゃないか。こういう経済情勢だからなおさらのこと、その辺は複数に見ていく必要があるのではないかというふうに思うんです。

ましてや、銀行は自分で貸した方がいいという、ましてや市が最終的に債務保証させているわけで、この例で言えば、ましてや企業の株主でもあるわけですね、この金融機関が。

というふうなことからすると、極めて今さまざまな問題になっているときに、この状態は好ましくないというふうに私は思うんです。法的に違法だとかなんだかというよりも、好ましくないなというふうに思うので、その点を受けとめていただいて、運用の中で生かしていただきたい。

要綱の見直しについては、再度現行の要綱をいただいて、さらに検討していきたいというふうに思います。以上で2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 慈恩寺の関係でございますけれども、保全地区とかあるいは風致地区ということになりますと、そういう網をかぶせるということ、これは考えられる。当然、慈恩寺など風致地区とかいうことに考えなくてはならないわけでございますけれども、これの網をかぶせるにはいろいろ、先ほども申し上げたように事務的にもあるいは手続的にも大変だと、このように思って、将来の問題だと思っておるわけございまして、これから十分検討した上で、対応をしなくてはならないと、このように思っております。

それから、不納欠損額に絡んで、市独自の減免規定というものをどうかということの質問があったわけでございます。前にも遠藤議員からもあったわけでございますけれども、これにはやっぱり何にしましても、公平、公正の原則から申し上げましても、やはり賦課はしなくてはなりませんし、あるいは減免というようなことになると、これは大きな問題でございますので、軽々しくということにはまいらないということがあろうかと思っております。

そしてまた、一般会計からの繰り出しではどうだと、補てんするというような話もありますけれども、一般会計にしましても、これはあくまでも税金で賄われておるわけでございますし、法定繰り出しというようなことは当然やっておりますから、それ以外のことにつきましては、考えることのできない問題だと思っております。

非常に国保税の収納率が落ちてきているというようなことにつきましては、いろいろ現在の社会情勢等々から全国的な問題にもなっておるわけでございますので、その中でどういうことができるのかと、どういう手だてが一番いいのかなと、寒河江市といたしましてもそれなりに苦労して、先ほど申し上げましたようなことをやっておるわけでございますけれども、それ以外の打つべき手というものがあのかどうか、その辺は、先ほど答弁申し上げましたように、いろいろお知恵なども出し合ったり、あるいは借りたりしまして、対応してまいらうかなと、こう思っておるわけございまして。

それから、地域総合整備債の貸付要綱につきましては、先ほど 1 問で答弁申し上げたとおりでございますし、何ら問題もないし、これで不都合だというようなことも全然ないと思っておるところでございます。

その他の問題は、担当の方から申し上げたいと思っております。以上です。

佐藤 清議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 チェリークア・パーク内の用途地域の指定はいつなのかというふうな問いがありましたけれども、その用地と現在用途地域に指定されております仲谷地、落衣前、落衣、これの間には、優良農地が入っております、直ちに用途地域に指定ということにはならないわけでございます。

用途地域は、あくまでも用途地域の連檐という一つの大原則がございますので、優良農地を飛び越えての指定ということはありませんので、その辺の指定については現段階ではちょっと考えられないというふうに思っています。

佐藤 清議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 それでは、3 問目、質問させていただきたいと思いますが。

慈恩寺を私は早急に入れるべきだというふうに思うんです、都市計画区域に。慈恩寺の裏の方も入れるべきだというふうに思うんです。

それは、風致保全の地区指定にするか、地域指定にするかとか、そういうふうなことも含めて都市計画区域の網をかけておいて、その中でどういうふうな計画をするかと、合意に達しなければ地区指定や地域指定なんていうのはできないわけですから。

しかし、慈恩寺というのは、寒河江市の第 4 次振興計画を見たって、次の開発する一つの核になっているわけですね。そういうところを都市計画の網をかけないでやって、終わってからというか、土地買いも終わり、建物も建ってから、都市計画区域に指定しますなんていうやり方は、ちょっとおかしいのではないかということで、工業団地のやつも、チェリークア・パークのやつも申し上げました。

そうしたら、県からはちょこちょこ小さい区域でなくて全体のとき上げてほしいと、こういうふうに言われたので今までなったという 1 問の答弁でした。

そういうことからすれば、慈恩寺だって、またちょこっとこの区画だけというふうに言われるのではないかと。そして、裏の方から道路も切ってくるというと、企業やなんかだっているんな開発というふうなことを目指して何かアクションを起こしたときに、そういうふうなものをより適正に誘導するために都市計画区域の網をかけるのだと、片方では言っているわけです、そこの矛盾があるんじゃないですかということと。

12 月議会で市長は入れますと言ったのよ。その前段、ずっとあるんですが、もう会議録行ってると思うので、113 ページから 114 ページ、読んでみてください。市長、答弁したときちょっとありますから。それが、ころっとまた変わるようでは、何のために本会議でここで質問したりなんかしてるのか、わからなくなるわけです。

というようなことで、やっぱり慈恩寺などは、早急にすべきだというふうに思うんです。

ただ、こういうふうになって、今度、県からまたぞろ、慈恩寺のここだけちょこっとやってだめだというふうに、これまでの経過からすると言われる心配がある。そのために、12 月議会でも私は申し上げながら、その前も申し上げながら、市長の答弁もちゃんとそういうふうになっておったんです。そこら辺のこの一貫性というやつをきちっと持っていただきたいなというふうに思うんです。この点については、はっきりもう一度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

あと、新寒河江温泉の関係であります、先ほどずっと言われたのと、去年の議会で答弁されているやつとも、一方的に数字言われたので、再度、私、今回のやつを精査して、次の機会にもお尋ねをしたいというふうに思いますが、12 月の議会の中で、条例とも絡んで言われたときには、クア・パークに民間の、先ほど言ったように、企業が進出してきて、そこでスパを中心にした開発をする、だけどそのお湯を新たに掘るのか、いや、掘るんじゃなくて、新寒河江温泉のお湯を使うということで、揚湯検査をしながら、そして毎分 1,000 リットルは大丈夫だということで設備投資をしてきたわけです。そして、そこでかかった経費が、去年の 12 月の議会では 1 億 7,500 万円かかったと、こういうふうに使われているんです。そして、減価償却は年間 860 万円かかるというふうに使われたんです。

そうしますというと、設備投資した 1 億 7,500 万円に対して、年間の減価償却が 860 万円、そして 12 月よりも 1 年間の維持管理費は前より安かったんです。350 万円というふうに、ことしの予算の中では 2 款の中に計上されているんだそうです。私はちらっと見たってわからない、いろんなやつとみんな組み合わせになっていますから、そいつの中身を、新寒河江温泉の部分だけを拾っていくというと 350 万円だそうです。それを足しますというと、減価償却を含めた温泉の経費 1,210 万円になるというふうに私は思うんです。

このうち、寒河江市民浴場で使うのが毎分 400 リットル、だから 4 割ですね、寒河江市が使うのは。あとの 6 割は寒河江市以外の方々が、もちろん県の総合公園というのは公的な形もなろうかというふうに思いますが、民間で使う 500 リットル分というのは、それぞれの企業のもうけのための企業活動のために、寒河江市の温泉を利用するわけですよ。しかし、年間 1,210 万円かかる中で、今回予算化されているのは、134 万円だけのシンフォニーから入ってくる分きりしか見られていない。

もちろん寒河江市からの分は、4 割分を見れば、この 1,210 万円のうち、収入を見れば赤字が 1,086 万円になりますけれども、しかし、寒河江市でも 4 割を使っているということからすれば、1,210 万円の 4 割部分の 484 万円は寒河江市の分として除いて、それ以外の 726 万円、県の 10%とすれば 121 万円です。あと民活の 50%に見れば 605 万円になりますけれども、この県と民活合わせれば 726 万円あるわけですから、そのうち 134 万円きり入ってこないという今回の予算なわけです。

そして、先ほどの私の前の内藤さんに対する答弁でも、民活の部分が来年とか再来年建っていくという見通しもないわけです。そこで使うためにわざわざ温泉引いて、そしてこういう状態で今寒河江市の税金でここを回して行くというふうなことになっているわけですので、私はこの民活の部分と県の部分の合わせて 726 万円に対しては、温泉の使用料を定額・定率併用にすべきだというふうに思うんです。

そのうちの 3 対 7 にするか、2 対 8 にするかは協議をするにしても、それぞれ先ほどあったように一つの企業に対しては 50 ずつの 8 升で 400 というふうなことあったわけですから、それからあとスパの方の部分が 100 というふうなことで、あそこに土地を買い求めた人は、これから事業を起こすというときに、即この温泉を引っ張れるんですね。使える権利を持っているんです。新たに今度協議して湯権を買わんなねという問題じゃないんです。あそこにもう分譲した土地、それぞれの企業にはあそこまで引っ張ってきたパイプから温泉を引く権利あるわけですから、したがって、この温泉にかかる経費の 2 割にするか、3 割にするかは別にして定額でもらっていくというふうにするべきだというふうに私は思うんですが、このことについても市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。これで 3 問にします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 慈恩寺のこと、いろいろありましたようですが、農免農道云々のことがございましたけれども、あれは農免農道、農業用の関係での農道なわけでございますして、御案内のように、あれが切れたことによりまして、開発云々というようなことは私は出てこない、このように思っております。

それから、113 ページにというような話がございましたが、先ほども答弁申し上げましたように、慈恩寺等につきましては、いろいろな風致等々の問題もございますので、これから考えてまいらなくてはならないと、こう思っておるわけでございます。

それから、チェリークア・パークでございますけれども、御案内のように、サービスエリアとかあるいは県の公園とか一体となって、市全体あるいは県全体の活性化のために整備しておるわけでございますので、民活エリアのホテルとかあるいはスパ利用者だけに云々というような御指摘のようでございますけれども、そういう考えはとられないと、こう思っております。

やっぱり全体の活性化のためにやったことでございますし、そしてまたこの民活エリアにいろいろ施設が整備されるということになりますれば、そのことによりまして、固定資産税等々の税も入ってきますし、あるいはまた雇用の増進というものが図られてくるわけございまして、これらが全体として寒河江市の活性化につながってくると、こういうことが考えられるわけでございます。

先ほども1問で申し上げましたように、歳出は3,700万円、そしてまた歳入におきましても3,700万円ということで、歳入歳出見合っておるといような数字が出ておるわけございまして、そういう中にありまして、さらに、そのほかに、さらにクア・パークの存在ということから使用料等々が入ってくるということになりますれば、あるいは固定資産税も入ってくるということになるわけでございますので、市民におきましては非常にプラスになるところのハイウェイ・オアシスだ、クア・パークだなど、このように思っておるところでございます。以上です。

平成 14 年 3 月第 1 回定例会

佐藤 清議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

散 会

午後 2 時 5 5 分